

社会福祉課長	西川佳伸
長寿福祉課長	門口尚弘
子育て福祉課長	岡幸子
健康増進課長	水原正義

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺田馨
書記	中井孝明
〃	山岡晋

7. 付議事件

- 議第19号 平成27年度葛城市一般会計予算の議決について
- 議第23号 平成27年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第20号 平成27年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第27号 平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第25号 平成27年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 議第21号 平成27年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第26号 平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第24号 平成27年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第22号 平成27年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議第28号 平成27年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午後0時59分

西井委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き、予算特別委員会を開会いたします。

委員外議員の出席は朝岡議員でございます。よろしくお願いいたします。

一般傍聴についてお諮りいたします。本委員会においては、一般傍聴を許可することとし、また審査が長時間にわたるため、会議中の入退室についても許可することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認め、そのように一般の傍聴及び会議中の入退室を認めることといたします。

注意事項を申し上げます。携帯電話をお持ちの方は必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。発言される場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき発言されるよう、お願いいたします。

また、委員各位におかれましては、発言内容の制限として会議規則第116条の規定により、発言は全て簡単にするものとしておりますので、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上、支障を来しますので、極力、発言されないよう、切にお願いいたします。

また、理事者側に申し上げます。答弁者は必ず手を挙げ、委員長が指名した後、所属役職名と氏名を言っていただきます。なお、再質問に対して同一答弁者が答弁する場合は、所属役職名と氏名は省略してください。また、答弁は簡単明瞭、的確にお願いいたします。そして、答弁者については、部長、課長などでお願いいたします。

それでは、昨日に引き続き、会議に入りたいと思いますが、ここで、きのうの理事者答弁における発言訂正の申し出がございましたので、説明願いたいと思います。

西川課長。

西川収納促進課長 収納促進課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

昨日、当委員会におきまして、白石委員への、延滞金に関する答弁の中で、延滞金の状況につきまして、●●●●の時点と申し上げましたが、その後、延滞金収納実績で再度確認しましたところ、時期につきましては、平成19年度から平成20年度にかけて急激に増加しております。

延滞金につきましては、県の指導、または近隣市町村の状況を検討しながら、本来の形へ持っていったということでございます。

また、同答弁中、●●●●という表現を行いました。これは移行期間でございました。非常に誤解を招く表現となりましたことをおわび申し上げますとともに、年度表記、文言内容の訂正及び会議録の訂正をあわせてお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

西井委員長 ただいま説明のありました発言訂正については委員長として許可いたしますので、委員各位におかれましてもご承知おきください。

それでは、きのうに引き続き、3款民生費、4款衛生費の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、きのうに引き続いて教えていただきたいと思います。

まず、50ページの民生費、社会福祉総務費の中の負担金補助及び交付金の中で遺族会補助金130万円ということで、前年より30万円ふえておるということですが、多分、東京行きではないかなというふうに思いますけども、教えていただきたいと思います。

それから、28節の繰出金。国民健康保険特別会計繰出金、あるいは後期高齢医療保険特別会計繰出金、この内容について金額等お聞かせいただきたいと思います。この中に、職員の給与とかあるいはルール外とかという項目があると思うんですが、その辺を分けて説明いただきたいというふうに思います。

西井委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問につきまして、遺族会の補助金でございます。これにつきましては、平成27年が戦後70年と節目となる年でございます。遺族会の特別な思いとしてぜひとも参加したいということで、今回30万円を上乗せさせていただいております。靖国神社への参拝として30万円を上乗せさせていただいております。

以上です。

西井委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。よろしくお願いいたします。

ただいま、岡本委員からのご質問にお答えしたいと思います。

まず、国民健康保険特別会計の繰出金について説明させてもらいたいと思います。まず、本年度の予算額としまして、2億4,892万1,000円を計上しております。昨年度より1億8,338万4,000円の減額ということになっております。この内訳としまして、4点ございます。

1つは、職員給与費の繰出金ということでございます。これは、国民健康保険事務の執行に係る関係の経費について、一般会計から地方財政措置を受け、繰り出し等により特別会計に受け入れするという事になっている部分でございます。

2点目は、出産育児一時繰入金でございます。出産育児一時金に対して3分の2を繰入金としていただくことになっております。

そして、財政安定化繰入金というのがございます。これは、低所得者層の割合、高齢者の割合が高いなど、保険者の責めに帰さない財政事情に着目した補てん金で、一般会計より特別会計に繰り入れられるものとなっております。

そして、その他の繰入金としまして、法定外の繰入金ということで、国民健康保険の収支の不足について一般会計から補てんいただいている部分でございます。その金額を申します。職員給与費繰出金が、本年度1,003万4,000円になっております。そして、出産育児一時金繰入金につきましては1,736万円になっております。

そして、財政安定化繰入金につきましては3,400万円になっております。そして、法定外のその他の繰入金につきましては、1億8,752万7,000円になっております。

そして、次に、後期高齢者医療保険特別会計繰出金について説明いたします。

今年度は、1,846万1,000円の計上で、昨年より57万円の増額ということになっております。その内訳としまして、後期高齢者の特別会計において、共通経費負担金、事務費的に支出する部分がございます。その金額が今年度は1,578万4,000円を計上しております。共通経費負担金と申しますのは、広域連合の組織の中での共通経費として負担しているものでございます。高齢者の人口割とかで計算されて一定の金額を負担するものとなっております。それが、1,578万4,000円でございます。そして、その他の総務費等の経費ということで、後期高齢者医療保険特別会計の中での事務費分として267万7,000円の歳出がございます。それを合わせまして、1,846万1,000円の計上となっております。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 遺族会の補助金について、戦後70年の節目ということで靖国神社に参拝するということが今、聞いたわけですけども、おとしぐらいかな、30万円ふやしたと思うんですけども、一応これは定期的というか、大体3年に一遍ぐらい靖国神社へ行くと、そういうことの1つの決まりということでもいいわけやな。

それから、国民健康保険特別会計の繰出金の内容を教えていただきました。職員の努力というのか、毎年、予算より1億円ほど不用が出てきている。結構なことやと思うんですけども、一応、今年については2億4,800万円あまりということで、過去3年ぐらい、大体3億円ぐらいできたんだと。それが、平成25年、平成26年でそういう減額というのか、そういう不用額が出てきておるといような関係で、一応、平成27年度については、前年の補正を見合って予算を組んでいただいた、こういうことでもいいわけですね。

後期高齢医療保険特別会計繰出金については、そんな大きな、金額的には開きはないと思うんですけども、なかなか医療費も高騰してきているというようなことですけども、皆さん方非常によく頑張っているのか、安定的というのか、特別会計自身、なかなか会計維持していくのは非常に難しい、その中で、一応、そういうことの均衡をとりながらやっていたらいいということに、私も感謝をしたいというふうに思っております。

どうもありがとうございました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

内野委員。

内野委員 4款になるのですが、今、聞かせていただいてよろしいですか。

西井委員長 どうぞ。

内野委員 66ページの保健衛生総務費の休日診療所負担金と小児深夜診療負担金について、利用者の人数と負担金の積算内容について教えていただきたいのと、3款に戻って、52ページの13節委託料の緊急通報システム事業委託料について、これ、昨年はなかったように思うんですが、どういった内容になっているのか、教えていただきたいということと、それと、53ページですが、扶助費の特定疾患給付金の900万円ですが、昨年は460万円ということで、56疾患の、特定の方の給付金だと思うんですが、この内容等を教えていただけたらなと思いますので、

よろしくお願ひいたします。

西井委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原です。

先ほど質問のありました、予算書66ページの保健衛生総務費の負担金補助及び交付金の休日診療所負担金、796万4,000円の方でございます。これにつきましては、大和高田市保健センター内にごございます内科、小児科、歯科をやっておりまして、3市1町で負担金を募って運営をやっております。その運営費につきましては、3,600万円を4市町で負担するという金額でございます。3,600万円の負担金の額につきましては、3,600万円の1割を均等割、あと残りを前年度の受診率をもとに負担金の確定をしております。平成27年度の負担率におきましては21.8%。均等割と含めまして796万3,200円となっております。ちなみに平成26年度におきましては負担率22.2%でした。

夜間診療につきましては、樫原市の保健センターにあります小児用夜間診療の負担金についてご説明させていただきます。

金額は307万1,000円でございます。これにつきましてはの積算でございますが、前年度は市町村の総計1,434人が受診されまして、そのうちの105名を使用率の割合に換算いたしまして見込み基準額といたしましては、4,192万8,960円の1,434人分の105人、105人というのは葛城市の見込みでございまして、その合計、計算して307万1,000円でございます。

以上でございます。

西井委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課、西川でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほどのご質問の緊急通報システムでございますけれども、これにつきましては、今までもあったんですけれども、旧システムのために老朽化しており利用できないということで、長寿福祉課が新システムを採用しております。これを活用させていただきまして、ひとり暮らしの重度身体障がい者の方、または市長が必要とされる方に対して設置するところでございます。

また、特定患者の給付金でございます。これにつきましては、今年の1月1日より、当初の56疾患から110疾患に、またその後、300疾患にふえる予定となっております。これに伴って、予算を900万円計上させていただいておるところでございます。

以上でございます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 今、西川課長よりご答弁いただきまして、この緊急通報システム、障がい者のひとり暮らしの方ということで、どういったものなのか、ちょっと教えていただければと思います。

西井委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 まず、据え置き型機器、またモバイル型のものでございます。そういったものに対して、対応させていただきまして、利用者に対して都合のいい方、使いやすい方を設置して、持っていただく予定となっております。

内野委員 そうしたら、従来の緊急通報システムと同じということなんですね。

ありがとうございます。以上で終わります。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 昨日に引き続いて質疑を行わせていただきたいと思います。

民生費についてであります。まず、50ページの1目の社会福祉総務費の13節委託料の社会福祉法人監査業務委託料69万2,000円。前年度が当初予算で103万7,000円ですか、計上されておりました。制度改正というか、地方分権というか、権限の委譲という形で、出てきているものであります。1年を経過してどのような形でこの監査業務を行われているか。委託料ということですので、どこかの事業者に委託をしてやられているんだと思うんですが、この点、お伺いをしたいというのが1点であります。

それから、51ページに入りたいと思います。4目の障害者福祉費であります。8節の報償費の中で講師謝礼という形で44万円が計上されております。手話奉仕員の養成講座等の取り組みがなされているわけですが、現状、どのような状況で実施をされて、どの程度の参加者というのがあるか、どのような成果が上がっているのか。予算が増額をされているようですが、前年度と比べてどういうことにご留意をされて予算編成をされているのか、お伺いしておきたい、このように思います。

それから、52ページに移ってまいりたいと思います。13節委託料の福祉タクシーサービス事業委託料306万8,000円。前年度並みの予算が編成されております。この中身は、初乗りの料金を助成するという形で、もちろん資格要件はあるわけですが、24枚つづりのものを発行しているわけですが、障がい者、高齢者等にとって大切な制度でありますけれども、どのような啓発活動が行われているのか。とりわけ、最近では公共交通そのものが非常に、奈良交通バスあわせてJRもそうですし、近鉄も無人化等、非常に利便性が低下をしてきているという状況の中で、大事な制度だと思います。しかし、現状は、これ、24枚発行になってからもう何年になるんでしょうかね。この間、発行枚数が変わっていないということなんですが、どういう状況になっているのかも含めてお伺いしておきたいと思います。

以上です。

西井委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課、西川でございます。よろしくお願いたします。

まず、社会福祉法人の監査でございます。これにつきましては、県から市への権限移譲により新たな監査事務となっております。法人監査につきましては、社会福祉課の担当職員とまた、例えば保育園でしたら子育て福祉課の職員1名、計2名で、その法人運営監査及び会計監査を行っております。ただし、法人格からも税理士さんなどが対応されて、問題点があっても職員だけではわからなかったり、また、判断しにくい場合もあります。こういったことによってスムーズに実施するために同行などをお願いしているところでございます。

また、講師謝金でございます。これにつきましては、平成27年度、基礎講座が年間、通常でしたら28回あるものを、今回は3回ほど講座の開催が多くなりました。これにつきまして

は、厚生労働省の策定カリキュラムが変更されたということで、新しいマニュアルに基づいた講座となり、3回分多くの講座を設定させていただいております。

また、受講者につきましては、今年度につきまして12人受講していただいております。これらを終えて、また県への実施として基礎、応用編など実践編などへと移行されるわけでございます。

次に、福祉タクシーの啓発でございます。これにつきましては、該当者と思われる方に案内文を送りまして、それをまた、広報や有線、無線の放送などによって啓発させていただいております。

発行枚数については、対象者につきましては、平成26年度、587人ということで、交付者418人に交付させていただいております。

以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 50ページの社会福祉法人の監査業務委託料。委託という形で計上されているわけでありませけれども、ご説明のように、それぞれその所管の担当職員と、監査を委託する事業者の方が同行していただいて監査をしているということだという説明を受けました。

これはこれで、私は、いきなり権限移譲されて、それは職員の中にそういう経営の状況や運営の状況がつぶさにわかるというわけではないというふうに私も理解をしております。しかし、この大目的はやはり県から市町村、あるいは国から市町村に、分権、地域主権の一環として、この事務事業の移管がされてきたわけであります。そのことをきちっと自前でするようにしていかないと全く実力がついていかないわけであります。これは職員と一緒に行くわけですから、丸投げというわけではないですから、やはりちゃんと職員がそういう能力を身につけて、また、身につけている職員の採用を行って、やはり適切に、市の責任で対応していけるようにしていただきたい。今後、見守ってまいりたいというふうに思います。

次に、手話奉仕員の養成講座という形で、今回、28回から3回増えて31回になったということで。手話通訳の通訳者をやっぱりふやしていく、障がい者の生活を全面的に支えていく一環として、こういうものが取り組まれている。

平成27年度に当たっては、12名の方が受講される、こういう状況になっている。今、週1回、當麻庁舎、新庄庁舎で、手話通訳の方が駐在して、そういう障がいを持っている方々に、スムーズなサービスが受けられるように取り組みが行われているわけであります。

当然、その週2回がやはりふやされていく、また、いろんな取り組み、行事の中で、そういう方々が手話通訳として働いていただくということが求められてくるというふうに思います。講師謝礼という形でしか、この予算の説明の中にしか載っていないわけでありませけれども、障がい者の施策にとっては大事なことが、中身が含まれているということを私自身も改めて考えたところであります。

更に多くの方々が受講されるように、また、本市における手話通訳が活躍できる場を広く提供していただきたい、こういうふうに思います。

それから、福祉タクシーサービス事業の委託料であります。24枚という歴史は、これは10

年どころじゃないですね。もう20年とかそのぐらいの歴史になるのではないかというふうに思います。

私は、この福祉タクシー制度をもっともっと普及されて、今は初乗り料金だけですけれども、更に充実をさせて、障がい者、高齢者が本当に社会参加ができるような形にしていかなきゃならない。今は、やっぱり病院へ行くとか、往復ですから、これ2枚使うことになるんですね。2枚使うことになれば、大体月に1回という形になりますね、今、24枚ですから。

だから、この枚数そのものがやはり私は、障がいを持つ方々の足を確保する、社会参加を進めていくという点からして、本当にこれでいいのか。もっともっと、これを48枚にすれば、それだけ、障がいを持つ方々がどんどんと、病院とかそういうことじゃなくて、いろんな催しものにも参加できる機会がふえるというふうに思うわけであります。

そういう意味で、ぜひ、この活用を周知していただいて、この枚数そのものも、その利用の拡大にあわせてふやしていけばいいのではないかと、このように考えます。

以上しておきます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

川村委員。

川村委員 58ページの民生費、9目臨時福祉給付金事業費の中の19節負担金補助及び交付金の中の臨時福祉給付金についてなんですが、金額と何人分ぐらいなのかということと、それから、59ページの児童福祉総務費の中の19節負担金補助及び交付金の中にあります病児・病後児保育事業負担金、これについて、内容説明をお願いしたい。

それから、61ページの4目児童館費の中の13節委託料、測量設計等委託料356万4,000円。これについては、多分、学童保育の増築だと思うんですけども、どういう形で計画を立てられているかという内容についてお願いいたします。

西井委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課、西川でございます。よろしくお願いたします。

臨時福祉給付金につきましては、今年度、消費税引き上げに伴って非課税世帯に対して1人当たり1万円の支給がなされました。また、高齢基礎年金などの年金受給者については、1人当たり5,000円の加算がついております。これが平成27年度も同様に、非課税世帯対象に1人当たり6,000円の支給となっております。また、年金受給者などに対する5,000円の加算は、平成27年度についてはございません。

また、対象者としましては、非課税世帯の方ですけれども、非課税世帯であったとしても、課税されている方に対して扶養されている場合には対象とはなりません。実施につきましては、10月ごろの予定でございます。

また、対象人数としましては、今年実施しました、この福祉給付金でございますけれども、対象者7,548人ございましたので、8,000人の対象ということで予算を計上させていただいております。

以上でございます。

西井委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。

まず、最初の病児・病後児保育事業負担金につきまして、ご説明させていただきます。現在、葛城市では、この事業はございませんが、平成27年度から大和高田市で病児・病後児保育事業を実施するというので、近隣の市町村に対して協定締結の上、利用されるのでしたらということで、ありましたので、葛城市におきましても協定締結ということで、新しい事業ですので、一緒にさせていただくということで、今、委託負担金を計上させていただきました。

内容といたしましては、大和高田市の土庫病院の土庫こども診療所で実施されるということです。ここに予算として計上させていただきましたのは、総利用人数により単価の方は変わってくるのですが、大和高田市では年間延べ600人程度利用があるということでされておりますので、葛城市の方も、そのうち、大体年間50人ぐらい利用できるということで予定しております。28万5,000円の負担金として計上させていただいております。

次の、学童保育の方の測量設計等委託料356万4,000円の計上についてご説明させていただきます。これは新庄北小学校学童保育所の増設工事に係る実施設計業務委託料として計上させていただいております。現在、新庄北小学校学童保育所につきましては、小学校教室を利用して実施しておりますが、利用人数の増加、また学校の施設等を共有していることから、延べ面積100平方メートルの増設として、そこにトイレ、手洗い、洗面等を設置し、既存部分と合わせて専用施設として面積185.5平方メートルの100名の児童が利用できるように施設整備を予定しております。

以上でございます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 ご説明ありがとうございます。

まず最初の、臨時福祉給付金の6,000円になるということで、対象者が7,548名なので8,000人分を計上しているということで、これ、10月からなんですけども、手続は従来どおりなのかということをもう一度お聞きしたいと思います。

それから、子育てに関して非常に1つ前へ一歩進んだなと思うところであります、この病児・病後児保育ですね。50人ぐらいということなんですけど、実際に非常にこの子育てのところでは、ここの部分はやはりお母様、お父様、困られる部分だと思います。ぜひ、この事業を実施するということのPR等、周知していただくように、これは本当にちょっと距離はあるかもしれませんが、まあお隣の市ですので、今は、潜伏期間がどうかこうとかといって、やっぱりお母さん方、もう元気になっているんだけど、やっぱり実際には学校に行かせられない、行けないという状況の中で、とてもここの子育てについては助かる部分だと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、学童保育につきましては、トイレ、洗面等水回りが非常に、私も、悪いというふうに向こうの視察もさせていただいて、思います。休養、もし、例えば、ちょっと具合が悪くなったりするところで、ちょっと休んだり、一時休憩するところがなかったのかなというふうに、私はその視察のときに思いましたので、そのあたりもどうなのかということも含め

て、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

西井委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 先ほどのご質問で、手続につきましては、今年度実施しましたように、まず該当と思われる方に対して申請書を送らせていただく予定をしております。また、具体的なマニュアルはまだ来ておりませんが、実際の手続、申請書などについては従来どおりと思われれます。お願いします。

西井委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 学童保育の施設整備につきましては、休養スペースもあわせて考えておりますので、よろしく申し上げます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 52ページの障害者福祉費の委託料の地域活動支援センター委託料、1,200万円の内訳と、それから53ページ、扶助費の精神障害者医療費扶助2,915万円。それから、55ページの老人福祉費の繰出金、介護保険特別会計繰出金の3億2,331万9,000円の内訳についてお尋ねしたいと思います。

西井委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課、西川でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの、地域活動支援センターの委託料でございます。これにつきましては、精神疾患の方が当麻病院などの方で退院され、地域でひとり世帯などで生活を送る場合、地域生活に溶け込むためのふだんの日常活動訓練などを行います。場所としましては、まんだらトポスに委託しておるところでございます。

もう1点、精神障害者医療費助成でございます。これにつきましては、平成27年度から精神福祉手帳1級所持者の方に対して、全診療科の入院、通院につきましては、福祉医療として医療費助成が実施されることとなっております。実施につきましては4月ということでございます。通院につきましては1カ月500円、入院につきましては1カ月、1医療機関1,000円ということでございます。

以上です。

西井委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしくお願いたします。

介護保険特別会計保険事業勘定の繰出金の内訳でございますが、介護給付費の負担割合分の繰入金といたしまして2億7,898万9,000円。それから、地域支援事業費の負担割合繰入金といたしまして1,106万2,000円。それと事務費に対する繰入金が3,326万8,000円でございます。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 地域活動支援センター委託料、これはまんだらトポスに委託をしてある分ということで、これは、まんだらトポスが全部、その受けているということやけど、市外の人も受けている

わけか。市外の人は市外で、市にお金をもろうて、それで支払いをしているということか。葛城市から、他市町村のこういう施設に行っているという人はおらへんわけか。何人かはおるやろう。おるということで、もういいわ。わかりました。

それから、精神障害者医療費助成について、これは、今、新聞で問題になっている、市については1級、町村については1、2級と、こういう制度の、新しい制度の分やな。これは、葛城市は市やから1級の者しか該当できへん、2級は該当ないということやな。

大体、どのくらいの人数がいるの。まあはっきりは把握できへんかわからんけど、予算を出しているわけやから、大体の人数、出してると思うので、どのくらいの人数になっているのか。あるいはまた、その人数に対して、一概に1人何ぼというのは難しいかわからんけど、大体予算上でどのくらいの計算式というのか、見ているのかということをお願いしたいと思います。

それから、介護保険特別会計保険事業勘定の繰出金について、今、3点、金額を説明してもらった。この中には、包括的支援のやつは入ってないわけか。その、この中に含まれているわけやな。金額的に見ていったら、その地域支援事業費の中に含まれているということやな。わかりました。

西井委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 この1級の対象者でございますけれども、現在では10人いらっしゃいます。ただ、この医療費の拡充をすることによって、県の試算でございますけれども、56名となっております。

また、積算根拠につきましては、入院が31名で2,000万円ほどかかるだろうと。また、通院の方が25人ということで、1人20万円ほどということで500万円。合計2,500万円を計上させていただきます。

それにプラスして、従来からの精神の自立支援医療を含んだ数字が2,915万円で計上させていただきます。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、教えてもろうたわけですけども、これ、市長、あれですか。これ今、市は1級となっておるわけやけども、新聞を見ていたら、知事とのやりとりの中で、知事は1、2級まで県も支援すると話しておるわけやけど、市長会か何かちよつとよくわからんけども、新聞を見る限り、市長会では1級しかあかんと。町村会では1、2級を受けるという話になっていると、新聞を見たように思うわけやけども。例えば、葛城市だけではいかへんかわからんけど、市長会で、例えば2級まで広げていくとか、そういう話は全然ないわけですか。その辺はどうなっていますか。

西井委員長 岡本委員、3回目になりますよって。

市長、答弁、お願いします。

山下市長 岡本委員の質問にお答えをさせていただきます。

この、精神障がいの方の医療費に関しては、これはいろんな議論があるというところでご

ざいます。市長会が言っておりますのは、とりあえず1級、県の試算をいただいておりますので、すけれども、県の試算で、今、2,500万円と出していますけど、これ、市の試算とはちょっと乖離をしている部分があります。うちは、その病院もございまして、入院治療等も含めて考えると、2級まで入れると。県は1、2級で2,500万円ぐらいと試算をしてきて、その2分の1を出しますわというお話でしたけれども、今、これ1級だけの予算で2,500万円ぐらい出させていただいています。

うちの担当者が、最大どのくらいになるだろうという試算をしたら、5,000万円ぐらいになるんですね。そのうち、2分の1を出していこうと思うと、1回きりやったら2,500万円で済みますけれども、経常的に、毎年予算を組んでいかなければならないものですから、これはちょっと様子を見てみないとわからないだろうと。とりあえず1級、出させていただいて、どういう推移になっていくのかということを見定めた上で、2級まで広げられるかということが1点。

もう一つは、この精神障がい1級、2級に対する、都道府県によって発行というか認定の差が非常に大きいということがあるそうでございます。実は、これは、他の市町村長から聞いた話なんですけれども、長野県の2級までの障がい者の認定者数と東京都の2級までの障がい者の認定者数がほぼ同じだと。人口が全く違うのにもかかわらず、発行者数というか認定者数が同じであるというところの、認定をするところの基準の定まっていないところがあるというところに対して、ひとつ、ちょっと統一見解というか、どういうことを導入していけばいいのだろうかということが1つ。

で、もう一つは、今、精神障がい以外の知的障がいと身体障がいに対しましては、これも補助を出させていただいているのは1級までなんです。精神障がいだけ、これ2級までいきますと、他の障がいとのバランスに事欠くというところがあります。

こういう問題をとりあえず、1級だけ、今回、認定をさせていただいた上で、まず、その推移を見守りながら、また県当局等と議論をさせていただきながら、この乖離をどう埋めていくのかということも議論させていただこうということで、今回、とりあえず、1級からスタートさせていただこうということになったわけでございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 引き続き質疑を行ってまいります。

若干触れておきたい、関連質問として触れておきたいというのが1つありますが。岡本委員が、51ページの19節の負担金補助及び交付金の遺族会補助金130万円についてお尋ねをした答弁の中で、平成27年は戦後70年になるという遺族会の強い要望で、靖国神社への参拝を予定している。こういう答弁だったわけでありまして、また、何年間に1度というようなことで、3年とかいろいろ言っていましたけれども。

これ、私、本当に公に靖国神社という話が出てこなかったから、本当に遺族の思いも、本当に私も、やはり、ちゃんと理解というわけではないけれども、身内親族の方があの悲惨な戦争で亡くなられたということは事実でありますから、そういうことを思いはかってしてき

たわけでありますけれども。

そういう答弁が明らかにされたということは、私はこれ、一言申しておかないと、これは、私どもの主張がやはり皆さんに理解されていないというふうに思います。遺族の方々の思いは、本当に私は、痛恨のものがあるというふうに思っています。参拝を言うことも、よく理解できます。しかし、靖国神社というのは、遊就館でしたか、あの中では、まさに世界大戦というか第二次大戦が、自存自衛の戦争であったと。その大東亜共栄圏をつくり、欧米の支配からアジアを解放するんだというようなことで、そういう理念でですね。しかし、日本の戦後のスタート、あるいは、国際政治のスタートというのはまさにドイツを含めたヨーロッパ戦線、そして日本を含めたこの東アジアですね。この教訓から、やはり、あの戦争というのは侵略戦争だったんだということが、これは国際的な認識なんですね。それが実際には、靖国神社というのは、もちろん、その遺族、戦没者のみたまをおまつりしているということもあるけども、本質はそういうことであるという、私はきちっと認識してもらわなきゃならないというふうに思いますし、また、このことにもろ手を挙げて賛成することはできないわけで、このことを本予算特別委員会において、お話をしておきたい、このように思います。

西井委員長 ここで暫時休憩します。

休 憩 午後1時56分

再 開 午後1時58分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

白石委員。

白石委員 これも関連質問になるんですけども、これもまた岡本委員が質疑をされた精神障がい者の医療扶助の2,915万円の話なんですね。私は障がい者福祉については非常に強い思いを持っているわけでありましてけれども、一昨年、平成25年でしたか、臨時国会において障がい者の権利条約が全会一致で国において批准することは承認されました。このことによって、やはり障がい者に対する差別を禁止し、平等を促進する立法措置をこれからやっぱりやっていくということになるわけでありましてけれども、しかし、現状はなかなか障がい者と家族の状況はまだまだ改善されていないというような状況です。

その後、その後というかその前に、自立支援法という、障がい者がサービスを受けたら、その受けた費用に応じて利用料の負担をするという応益負担の原則が取り入れられました。1割が原則であります。この間、障がい者や家族の運動によって、低所得者に対して、非課税世帯に対しては、基本的に利用料が無料というのは、施策としてやられるようになってまいりました。

しかし、この間、自立支援法は、障害者総合支援法という、内容については名称は変わりましたが、基本的な骨格というのは変わっていません。確かに、いろんな補助金等をつかって、負担を軽減するということがされていますけれども、応益負担の原則そのものは残されているということなんです。このこと自身が、障がい者や障がい者を支えてきた弁護士を中心とした原告団、この支援法というのは憲法違反だという訴訟を起こしたんです。

やはり、この訴訟、これ一定行き着くとこれ、国は負けてしまうというふうな状況になっ

て、国の方から、やはりこの訴訟の解決に向け協議をしたいという申し入れがあって、原告団はそれを受け入れて、この間、公の部会で議論をされてきたわけであります。

当然、その中で、基本的には自立支援法の廃止を、ということが約束であったんですけども、名前は変わったんだけど、骨格が残っちゃったということになっているわけで、原告団の期待を裏切るというふうなことになるってしまっているんですね。

だから、私は、この、精神障がい者の医療の問題でも、やはりこういう障がい者の権利条約とか、やっぱり、先進世界では当たり前の障がい者に対するサービスは無料なんだという、そういうことでなければ障がい者自身が、本当に社会参加というか、本当に人権そのものが保持できない、こういうことだと思います。

この間、障害年金、これどんどん下がっていますね。そんな中で、障がい者、とりわけ精神障がい者というのは、精神衛生法とか精神保健法、精神保健福祉法とか、いろいろ変わってきました。障がい者の中でも一番制度として、障がい者の生活や医療を守るという点ではおくれてきたんですね。そして、涙ぐましい、その団体や支援者の努力によってここまでこぎつけてきたわけなんです。

それが、1級、2級、とりわけ2級の方々に、生活というのは、これは障害年金からしても2級の方は少ないわけです。当然、苦しい状況です。やっぱり2級の方を含めて、やはり、この医療費を助成していくということは、私は、強く求められていると思うし、このことは、やっぱり、国は曲がりなりにも支援制度をつくって、県も、この奈良県がこうやって動いたというのは、本当に珍しいぐらいであります。

私は、今の市長の3つのやっぱり問題点、これは確かにあるというふうに思いますけれども、じゃ、この3つの問題点というか、やっぱり考慮、配慮すべき点が解決しなければ、これ、2級については適用しないということになれば、じゃあいつ適用することになるんだということになり、どんどんどんどん実施がおくれていかざるを得ないということになってくると思います。

ここは、やはり、市長会が、そのような考え方を持っているわけでありますから、私は、ついて行ってどうのこうの言えないわけで、市長がやはり予算特別委員会での議論を、障がい者の暮らしの実態、そういうものを本当にこの総合支援法の趣旨、あるいは批准された障害者権利条約の趣旨を本当に議論していただいて、早期に実施できるようにご尽力いただきたい、こういうふうに思います。強く求めておきたい、このように思います。

それから、障がい者に対するこの各種給付の、対する利用者の負担の状況がどうなっているのか、この点をまた改めてお伺いしたい。国もやっぱり動いてきているということも事実ですし、そういう負担の比率は下がってきているというふうに思うんですが、お答えをいただきたいと思います。

西井委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課、西川でございます。よろしくお願いたします。

ただいまのご質問で、障がい者の方のサービス負担割合でございます。障がい者の方、また障がい児の総費用としましては、3億9,051万6,521円でございます。それが、個人負担と

しまして276万4,546円ということで、個人負担割合が今現在のところ、2月末現在のところ、0.71%ということになっております。

また、補装具につきましてですが、同じように総費用841万7,613円のうち、個人負担としまして16万4,716円で、負担割合としましては1.96%ということで、負担割合になっております。

以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 課長の方からご答弁をいただきました。

0.71%。これまでの負担がやっぱり残っているんですね。そして、補装具については1.96%。補装具については国が助成の拡大をしていると思うんだけど、新年度では反映されていないのかな。ちょっとその辺があれですけども。

先ほども若干ふれました。消費税が上がり、物価が上昇し、その中で、障害年金もやっぱり減ってくる。こういう状況にあるんですね。本当に、障がい者自身が自立をし、職を得る。もちろんそういう人もたくさんいますけれども、多くの方々は、今のこの状況の中では、なかなか雇用として受け入れられないというような状況の中で、多くの方々は、本当に家族の支援のもとで、これは、生活をしている。しかし、親亡き後は、これはどうなるんだと。もう、施設でしか生活できないのかということになってくるわけです。

そういう意味で、もちろん、やっぱり負担ゼロを目指してやっていくということが必要だというふうに思いますので、課長に言ったってこれは仕方がないことなんですけれども、我々は障がいを持つ障がい者や家族の方々、関係者の方々と力を合わせて本当に、批准されたこの権利条約が生かされて、関係法令が整備をされ、障がい者が本当に社会の中で、健常者とともに暮らせるような、そういう状況をつくっていかなくちゃならないというふうに思います。

それから、葛城市内にはふれあい作業所があります。いろいろ本当に努力をされて、何とか制度改定の中で、施設運営を維持し、頑張っておられます。葛城市も、その活動支援をするために、駅前駐輪場の整備等の委託をするという助成をする、対して助成をするというのをやっています。

私は、そういう具体的な仕事の提供とあわせて、やっぱり毎日、この利用者は給食を、小学校、中学校と一緒に、やっぱり給食を食べるんです。小学校、中学校では、人件費等については市が負担して、食材の費用だけということなんですけども。もちろん、施設についても、そういう形で運営しているけども、やはり給食費の支援というのは、これは1つ、私は、もう大事な問題だというふうに思います。

さらに、この0.71%、あるいは1.96%。国はその応益負担の尾っぽを残したまま、まだいるわけでありますから、それを基本的に市の独自の施策によって、やっぱり助成をしていくということが必要ではないのか。この点、どうお考えかということですね。

それから、市は、社会教育あるいは社会体育という形で、いろんなクラス、教室を持ち、あるいはその中にクラブがあります。また、市自身が独自にいろんな行事をやるんですね。

やっぱりそういう行事に、障がい者が本当に参加できるような環境整備をしていく。先ほどもちよっと議論しましたけども、手話通訳がその1つでありますね。

だから、本当にスポーツに、これは本当に東京オリンピックを目指してでも、やっぱり取り組んでいくべきだと思うんですよ。そういう環境づくりをやっぱり進めていくということが必要ではないのかということ。そして、やはり、障がい者の雇用という点で、やっぱり施設、作業所に任せるということだけではなくて、積極的に市がこの作業を、障がい者をアルバイトなりパートなりで雇用し、市民のサービスをともに提供していく、こういう取り組みも、私は、できるんじゃないかというふうに思いますが、この点、お聞かせいただきたい、このように思います。

西井委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 ただいまのご質問でございますけれども、日中活動施設での食事提供でございます。これにつきましては、加算、今年度で終了予定もされてあったということですが、期間の延長がなされまして、来年度も同様に加算されるというところでございます。

以上でございます。

西井委員長 市長。

山下市長 障がい者福祉に関しましては、私も葛城市の市長として考えていかなければならないとは思っております。ある統計によりますと、100人生まれてきて、そのうちの約6%ですか、何らかの障がいを持って生まれてこられると、重い、軽いは別にして。という統計もあるようでございます。地域社会、みんなで支え合えるような行政をどう目指していくのかということと、白石委員がおっしゃったように、社会参画をしていきやすい形をどうとっていくのかということがテーマであろうと思います。葛城市の中で、皆さんに参加してもらいやすい方法、それも含めてご提案をいただいて、それを、全てが全てというわけではございませんけれども、1つずつ、検討していけるものは検討してまいりたいというふうに思っております。

西井委員長 白石委員。

白石委員 障がい者が、本当に社会参画をし、また、その中で適正な収入も得られて、そして自立ができる。こういうことが一番いいわけでありまして、これはなかなかその目的達成するというのは遠い遠いところにあるわけですが、そんな中で、私は何よりも、この市が果たす役割というのは非常に大きいものがあるというふうに思います。

今、本当に、ふれあい作業所はみずからが施設の運営をし、地域の人たちの協力も得て、市の協力も得て、頑張っているという状況にあります。當麻のゆうあいステーションのデイサービスの状況というのは、そういう状況ではないけれども、家族は非常に、市に対する期待を持っています。ふれあいの作業所もそうです。そうやって頑張っているところを市が押し上げるということによって、本当に希望が湧いてきて、更なるその活動の範囲を広げられると、こういうことになってくることであります。

私は、4点ばかり提起をいたしましたけれども、これらの件については、今後とも議論をして、どうすればこの権利条約の実践、さらに総合支援法ですね。問題はありますが、法

の趣旨をやっぱりきちっと実践していくということになるのかという点で、やはり、深めていきたい、このように思っています。

以上であります。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時20分

再 開 午後2時35分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、57ページ、7目の福祉推進費の負担金補助及び交付金の社会福祉協議会補助金4,270万1,000円、これの内訳と、それから福祉基金、平成25年度分の件数金額、それから平成26年の件数金額、それと福祉金の積立金、幾らになっているのかということ。

それから、59ページ、児童措置費の負担金補助及び交付金の保育所緊急整備事業補助金2億535万9,000円の内訳。

それから、扶助費の児童手当費7億470万円の説明をお願いします。

西井委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

社協への補助金につきましては4,270万1,000円でございます。内訳としまして、法人運営補助金2,977万3,000円。また、福祉活動支援補助金としまして1,247万8,000円。地域サロン活動の補助金としまして45万円。合計4,270万1,000円となっております。

また、福祉基金の積立金でございます。これについては、平成25年末でございますけれども、2億9,314万3,553円ということになっております。

以上です。

西井委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初の、保育所緊急整備事業補助金についてでございます。これにつきましては、私立保育園の施設整備に対して補助金を交付するものでございまして、私立浄正院保育園の園舎の建替えによるものでございます。内容につきましては、基準でございますが、補助基準額が2億7,381万2,000円となっております。国、県で2分の1、1億3,690万6,000円、市の負担が4分の1で、6,845万3,000円で、合計が2億535万9,000円となります。

次に、児童手当費の7億470万円の内容につきましては、児童手当の対象児童合計が5,292人となっております。そのうち、3歳未満が1人1万5,000円になるんですが、933人で、1年間分で1億6,794万円。それから、3歳から小学校終了前で第1子、2子が1人1万円になります。それで、2,781人分の1年間分3億3,372万円。それから、3歳から小学前の3子以降、1人1万5,000円です。411人分で7,398万円。それから、中学生に対しましては、1人1万円の984人分で1年分1億1,808万円。それから、所得制限のかかる方で、特例給付といたしまして1人5,000円。これが、対象児童が183人分と予定してございまして、1,098

万円。以上7億470万円となります。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、社会福祉協議会、説明していただきましたが、福祉基金で、その、平成25年度中、それから平成26年2月なら2月末でもいいけども、それで、件数と幾らぐらい入っているのかということを知っておったわけやけども、それを教えてもらいたい。平成26年の最終、2月末でもいいからどのぐらいになるのかということ。

それと、社会福祉協議会、非常に運営、難しいというふうに思うわけですけども、若干ですけど、年々ちょっとずつふえてきておる、そういうこともあるわけですけども、ここでちょっと市長にお聞きしたいんですけども、以前から、社協の会長を、その首長じゃなしに民間の人にしたらどうやというようなことも前々から言われているわけやけども、その辺について市長からお聞きをしたいというふうに思います。

それから、保育所緊急整備事業補助金。浄正院ということを知ったわけやけど、これで私立の3園、全部建て替わるということになるわけで、これは平成27年度で着工されるの、それとも前年のように繰越しをするというようなことにもなってくる。大体、どのぐらいの時期に着工されるのか。

児童手当につきましては、一応、詳細にお聞きしましたので、それは結構でございますので、その点だけもう一度お願いいたします。

西井委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 平成26年度につきましては、基金の積み立てで177万8,691円となっております。

寄附、満中陰、合計で37件ということになります。

以上でございます。

西井委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 今のところ、まだ、詳しいことは聞いておりませんが、年度内に整備ということで。

西井委員長 市長。

山下市長 浄正院のことにつきましては、済みません、また、わかり次第、報告をさせていただきたいと思います。

社会福祉協議会の件につきましては、私もできれば民間の方という思いをいたしております。ただ、社会福祉協議会、今、聞いていただいたように、年間百七、八十万円しか基金がふえてないという状況です。昔は600万円、700万円ぐらい毎年ご寄附をいただいてという形で、基金の部分でございますけれども、させていただいておりますけれども、それだけ、葬儀等に関しまして香典をとられないというところもふえてまいりましたので、このような形になってきているところもあろうかと思いますが、それはそれとして努力をしてまいりたいというふうに思いますけれども、今、私が社協の会長で、副市長が常務という形でさせていただいております。これは、できるだけ社会福祉協議会に負担をかけないようにということで、無償でということと特別に補助金を渡しておる団体でございますけれども、会長を受

けさせていただいておるといところでございますが、民間の方、できたら来ていただきたいという思いはありますけれども、新たに幾ばくかの報償も組んでいかなければならないということもございます。その整理のところも含めて、そういう思いはございますけれども、やっていくにはやっていくの体制も整えていかなければならないということもございますので、そんなことも含めて、今、いろいろと検討、協議をしておるといところでございます。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 市長の方から社会福祉協議会ということで答弁いただいたわけでございますが、なかなか社会福祉協議会の運営、非常に難しいというふうに思います。今、市長おっしゃるように、1つは、いわゆる会長、民間から来たら無償ではいかん。これはもう前から言われておるわけやけど、今までから言われているのは、ひとつ思い切って1,000万円要るのか500万円要るのかは別として、そういうふうにした方が社会福祉協議会として、おんぶにだっこと言ったら失礼な言い方をして悪いですけども、そういうような面もよく耳にするわけで。そういうことで市長も考えておられると思いますけども、これはすぐにとはいきませんので、そういうことを踏まえながら、考えていただいたら一番ありがたいかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 54ページの14節緊急通報システムの使用料というところでは、私は何が聞きたいかというところ、これの相手先が、従来から夜間の場合は葛城市消防本部だったというふうに認識をしております。消防の体制が今般変わった中で、今も市と消防との関係というのがうまくいっているのかどうかというところが聞きたい趣旨でございます。それがどうであるのかということと、この利用がどういう状況にあるのかということと一緒に伺っておきたいというふうに思います。

2点目ですけども、ちょっとこれは、私が、思い出せないだけかも知れないのですが、55ページ、老人福祉費の負担金補助及び交付金のところで、地域ふれあい事業補助金というのがございます。これ、どうも思い出せませんので、これが何かということについてお教えいただきたい、このように思っております。

3点目は、このページのいきいきセンター管理運営費について伺いをさせてもらいたい。私、議会議員として、いきいきセンターの運営協議会にも入らせてもらったことがございますので、その続きの質問になるかなというふうに思うんですけども。高齢者がふえてくるということになると、このいきいきセンターもパンクするんじゃないかというのが、一般的なお話ではございますが、従来は、ある一定の年齢に達されると全ての方に申込書というのか、案内を送られていたと。今はそうではないというふうな形になっているだろうというふうに思っております。

いきいきセンターを利用するに当たっての、まず入会せなあかんのかな。その形ですね、

もう一度再確認させていただきたいのと、利用されている方の推移ですね、高齢者がふえていったら、何ぼでもふえていくやないかというものですけども、その辺のところを、利用者の推移というものを、まずお伺いしておきたいと思います。

以上3点、お願いします。

西井委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしく願いいたします。

まず、緊急通報システムの件でございますが、現在、緊急通報装置貸与事業と申しておりますのが旧のシステム、この一般会計で組んでおるシステムでございます。この旧のシステムの方から、介護保険事業の地域支援事業の新システムへの移行ということを行っております、今現在、順調に進んでおります。2月2日現在の設置台数では、旧のシステムが84台、それから新システムが133台となっております、合計設置台数は217台ということで、前年同時期と比較いたしまして8台の増ということになっております。

ただ、この旧のシステムの緊急通報システムのリース契約が、平成28年3月末で切れることとなります。これに伴いまして、平成27年度内で旧のシステムから新システムの方に、全て移行する運びとなります。その新システムの方なんですけども、緊急時の場合、通報すると、センターの方にかかりまして、そちらの方には看護師、介護福祉士など専門のスタッフがおるセンターの方にかかることになっております。そこで、様子を伺って、緊急時の場合は消防の方に直接要請をするというようなことで、そのセンターと消防署では、そういった連携がうまくいくような形で行っている次第でございます。

それから、2点目です。地域ふれあい事業の補助金でございますが、これにつきましては、高齢者が世代間交流を図ることによりまして、児童等には社会学習の体験、それから高齢者には生きがいつくりの推進を図るという意味合いで、現在、寿連合会の方をお願いをしているというようなところでございます。昔からのよき習慣等を次世代に伝承する活動事業を行っていただいております。平成26年度は、はじめ保育園、それから忍海小学校、幼稚園等に訪問させていただいて、世代間交流を行っております。

次に、いきいきセンターの利用証でございますが、これにつきましては、葛城市にお住みの60歳以上の方であれば、誰でもご利用ができるということでございます。利用証の発行でございますが、最初に来られたときに、お申し出いただいて、その場で発行しているというようなことでございます。

それから、利用者数の推移でございますが、今、利用者数の推移は正確な数字は今現在、ちょっと持っておりませんが、毎年、若干の伸びを見ているというような次第でございます。

以上でございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 緊急通報システムのところ、まず、旧と新、旧があつて、新に移行するんだと。これはもうシステム上の話だから、それはそれで変えていく。これはわかりました。

このセンターにつながるという、そのいろいろ完備されているセンターにつながる。センターにつながってそこで判断をして葛城消防署につながると、こういうことだったと思うん

ですが、このセンターというのほどこのことを指しているのか。医師もいて、皆いてるところのところにつながるというふうに、今の説明では受けとめられるんやけど、そこで判断をして消防署に行くんだと。詳しく教えていただいているから、それでいいんやけども。

夜間の場合は、私は、従来は、そのままダイレクトに葛城消防本部につながるという認識で、古い認識やったかもわからんけども、そういう認識をいまだに持っていたもので。もうそうではないというものであれば、全てもうどこかにつながって、そこから、そこで判断して消防署につながるものだというように受けましたけど、そこを再確認だけしておきたい、このように思います。

地域ふれあい事業、そうでしたね。次世代の事業ということで、米づくりとかいろんな、餅つきとかを、いろいろ子どもさんなり保育園児らに教えていくと、次世代の交流ということでしたが、これはこれでいいです。

いきいきセンターの利用数の若干はふえているけども、ということですが、数字は今、お持ちでないということですね。それで結構ですから、また、それは後日でいいから教えてください。それで結構です。

緊急通報システムの再確認だけお願いしておきたいと思います。

西井委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 緊急通報の仕組みでございますが、センターと言いました。これ、正式名申し上げますとALSOKあんしんサポートセンターというところに昼夜限らず通報がかかってまいります。緊急事態の場合は、旧のシステムと同じように協力員という方を2名以上、一応登録していただいておりますので、まず、協力員の方に協力していただいて、現場の方に見に行ってくださいと。応対等で、これは緊急を要する事態であるというふうにセンターの方が判断しましたら、もう直接、消防署の方に通報させていただくというようなシステムとなっております。

それと、旧システムとの違いでございますが、新システムの場合は、この利用者の方から、例えば、健康とか介護に関する相談、何か聞きたいというようなことがあれば、専門スタッフがセンターの方に必ずおりますので、24時間365日アドバイスをお受けしているというような形でございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 中身はわかりました。緊急通報、緊急やからすぐに来てもらいたいというのが緊急であって、そのALSOK何とかいうそのセンターは市内にあるのやね。また後でいいから、教えてください。緊急だから、やっぱり遠かったら、何らか問題あると思うし。

西井委員長 今の質問について、また事後に説明してください。

ほかに質問ございませんか。

川村委員。

川村委員 61ページの児童館費についてなんですけど、先ほどの設計委託料の話とはまた別に、そのソフト部門のことなんですけれども、11節の需用費、賄材料費ですね。去年は1万円だけだったんですが、かなり金額がふえております。この内容について。

それから、もう1点は、13節の委託料にあります支援補助員委託料ですね、これ、新たに計上されていると思うんですが、これについて、こういった補助員を投入しているのかということ。

それから、戻りまして60ページの、保育所費の中にあります賃金の給食調理員の賃金について、少しダウンしていると思うんですけど、これについての理由。この3点お願いいたします。

西井委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初の、需用費の中の賄い材料費の増額の件についてですが、今までは学童を利用する子どもたちに対しておやつ代というのを、その学童それぞれで指導員が徴収しながらおやつを出しておりましたが、平成27年度からは、市として、おやつ代を、以前と同じ額でひと月500円という形で徴収させていただいて、その中で、各学童の、利用している子どもたちにおやつを提供するというので、平成27年度から変えましたので、それで1年分として273万円を増額計上しております。

次に、委託料の支援補助員委託料については新しく平成27年度よりシルバー人材センターの委託事業としてお年寄りとの交流事業をしていくということで計上しております。現在、学童保育所では入所児童館での異年齢間の交流により、相手を思いやる心とかが芽生えてきていると思うのですが、核家族化が進んでいるので、お年寄りとの交流を事業として実施していくということで、シルバー人材センターの会員さんを派遣していただく事業として新年度で行います。各学童で2人ずつ、1日2時間、週2日で支援員として派遣していただく事業を実施していく予定としております。それで、202万2,000円を計上しております。

保育所の給食調理員ですが、現在、9名、調理員をしておりますが、平成27年度に関しましては、人数は同じなのですが、そのうち2人だけ、現在、給食センターの調理員として職員さんと嘱託員さん1名ずつおられますが、平成27年度の8月まではアルバイトで保育所の方は実施していきますが、8月からは保育所の方の調理をお願いしていくということで、その2人分が、8月から2人分減っているということで減額になっております。

以上でございます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 学童のおやつにつきましては、私も一般質問の折にいろいろと質問させていただいて、非常に、指導員さんたちがそのおやつ代の精算をするという、そういった煩雑な作業について、ちょっと質問をさせていただいたところについては、こういった形でやっていたという形は、一番、こういうところに時間をとらないで、指導を中心にやっていただくという部分では、こういうやり方は、考えていただいたなというふうに評価させていただきます。

この賄材料等の、この項目に入るかどうかわからないんですけども、例えば、教材費ですね。例えば画用紙1枚、色紙1枚、こういったことについての材料というのは、どの項目に入るのかちょっとわからないんですが、私が視察に行かせていただいたときには、非常に学童保育の場所で、その辺の統一感がなかったなというのは、広告とか、そういった家庭に

ある、指導員さんの家庭にあるようなものを非常に苦労して持ってきていただいて、遊びの材料、教材にしているような、大変ご苦労なさっているような部分が見えたので、教材ってそんなに高いものでもないですし、そういった教材に当たるようなものについての賄いについてはどうなのかと。

これでしたら、おやつ代だけにかかっているようなことだと思うんですけども。どの園、どの保育所にしても、そういった教材がある程度充実したもの、そういった環境を整えていただくとということもまた、ひとつ改善していただかないといけないのかなというふうに思わせていただいています。

それについて、どの項目で、そういう形で充てていただいているのかということをもう一度お答えいただきたいのと、先ほどシルバー人材センターの世代間交流という形で、こういう、思いやる心を育てていただくという、非常に狭い環境の中で、お母さんたちに、家庭の方に引き渡すまでの間の保育の時間を、いろんな心の教育も含めてひとつ指導の中で改善していただくということに関しても、1つ進んだ考え方を持っていていただいているなというふうに評価させていただきます。また、これを実践していただいて、どういう効果があったかということも含めて、また、聞かせていただきたいと思います。

それと、最後の給食調理員、人数的、ちょっと心配したんです。人数が減ったのかなというふうに思わせていただいたんですが、給食に関して、保育所の給食は非常に、日本型の、日本人型の給食を推進していただいているという私自身も評価させていただいている仕組みになっているということ。大規模ではないけれども、乳幼児に対しての、もちろんアレルギーの対策も含めて、非常に心配りをしていただいているという中で、人数が減ったのではないかと心配をしましたので、この形で、人数を確保していただいているようでしたら、それで結構でございますので。

そしたら、先ほどの学童についてだけ、ちょっと。

西井委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 ただいまの子どもたちのいろいろな教材費のことでございますが、消耗品としてこの中で計上させていただいて、色紙も消耗品という形で計上させていただいています。なるべくある材料でということ、おうちから持ってきていただいたり、ふだん余りお金をかけないということでもないんですけども、させていただいて、1つの学童で皆、そこで購入をして、そこから必要な分を各学童にとりに来ていただいて、今、実施しているという状態でございます。

以上です。

西井委員長 川村委員。

川村委員 消耗品の中に少し入っているということでしたらいいかと思えますけれども、結局、その学童、学童でいろんなものを自分たちで集めてきて、おうちから持ってきてという考え方もそれはそれでいいかなと思います。

ただ、余り、その3園が、3つの保育所がそういったこう指導の仕方が1つの保育園だけがちょっと粗末な感じに見えたり、もうちょっとそういった環境を整えてあげればいいのに

など思わせていただくような状況を、私自身も感じて、視察に行かせていただいて、できるだけ、満遍にというか、みんなが同じような環境の中で学童の保育をしていただくような、そういった工夫を全体で指導員の、ここに一般職の方もいらっしゃいます、この方たちは、指導に当たっては統一性のあるものを、これから指導の中に入れていっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

西井委員長 ほかに質疑はございせんか。

内野委員。

内野委員 私の方から1点だけ、質疑をさせていただきます。59ページの19節負担金補助及び交付金の障害児保育事業補助金なんですけど、昨年よりも200万円ちょっとふえていると思うんですけど、この内容を教えていただけたらと思ひます。

西井委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願ひします。

ただいまの障害児保育事業補助金につきましては、民間保育所運営補助金の交付要綱の中で、障害児保育事業補助金といいまして、私立の保育園でこういう事業をしていただいている子どもの人数に対して補助する事業を市単独で行っております。前年度の差でございますが、やはり最近、支援の必要な子どもが、児童がふえてきておりますので、前年度は合計6人で計上しておりましたが、新年度におきましては12人、2倍になっておりますので、その分が増額しているという状況でございます。

以上です。

西井委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。民間の方ということで、ゆうあいの方で今年から、去年からかな、それは違ひますか。

西井委員長 山岡部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願ひします。

今、内野委員が質問していただきましたゆうあいでの放課後等デイサービス事業のことやと思うんですけども、それは、ゆうあいの、ゆうあいというか社会福祉協議会としての事業でございますので、ここの部分ではございせん。今、岡課長が申しましたように、障害児保育事業については、民間保育所で障がい児を保育していただいている分について月額1人、3万600円という形で、人数分を補助しているわけでございます。

以上です。

内野委員 じゃ、今年度6人ふえたということで、今、言った福祉協議会の方の委託事業ですね。わかりました。どうもありがとうございます。

西井委員長 ほかに質疑はございせんか。

岡本委員。

岡本委員 60ページの保育所費の12節役務費の公金取扱手数料、恐らく、これコンビニ納付分やと思ひますけども、平成26年2月なら2月まで、どのくらいか。それと、この中で、保育料の滞納、去年も聞いたと思うんですけど、公立、私立入れて、滞納がどのくらいあるのかということ

ですね。

それから、次に、61ページ、児童館費の中の報酬という形で、1節でまた新しく上がってきているわけやけども、嘱託員報酬となっておるわけやけど、児童館の中で、職員、あるいはまた学童の中で、パートとかで、今までやってきていると思うんやけども、新たにこう出てきておるので、どういうことかな。

それと、11節の需用費のところ、今、川村委員が質問されたわけやけど、賄材料費、ちょっと私、理解できへんと思うんやけども、学童保育は今、月2,000円、たしか徴収しているよな。その中におやつ代が含まれていると思っていたわけやけども、それは含まれてないわけ。じゃ、そのおやつ代というのは別にとっていたんか。それを今回、市で負担していきますということでこの予算になったのか。ちょっと、その辺、理解できへんかったから、もう一遍ちょっと教えてほしいと思います。

それから、この学童保育の人数、當麻校区2つ、新庄校区3つということになっておるわけで、人数と職員さんというのか、担当している人数、それだけちょっと教えてほしいと思います。

西井委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。

現在、平成27年2月現在の登録児童数は新庄校区が125人、新庄北校区が70人、忍海校区が69人、磐城校区が111人、當麻校区が68人、合計443人でございます。

それから指導員につきましては、新庄校区が5人、新庄北が4人、忍海は3人、磐城校区が5人、當麻校区が4人でございます。

それから、報酬の方で嘱託員報酬1人ということですが、平成27年度より、今までアルバイトとして来ていただいた児童館の保育士ですが、平成27年度から嘱託員として勤務していただくこととなりますので、賃金の方で、以前よりは1人減っていると思います。減額となっております。

賄材料費につきましては、学童保育料が2,000円とおやつ代500円という形で以前より徴収しておりまして、そのうち500円を市の方で徴収すると。先ほど言いましたように、500円は今まで、学童保育所でそれぞれ徴収しておりましたが、市の方で徴収するということで。

済みません。もう一度、説明させていただきます。学童保育に関しましては、学童保育料が2,000円を市の方で徴収して、おやつ代500円は各学童で徴収しておりました。それを、平成27年度から、学童保育料2,000円とおやつ代500円を負担していただく、徴収するという形になります。別々で徴収しておったものが、市の方で学童保育料2,000円とおやつ代500円を一度に徴収するということで。

公金取扱手数料については。

西井委員長 山本部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。

保育料の手数料でございます。まず、平成25年度の決算ベースで申しますと、年間687件、額にして4万3,996円でございます。平成26年度2月現在でございますが、705件、額にして

4万6,440円と。月平均約64件、4,220円といったところでございます。

以上でございます。

西井委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 保育所保育料の滞納の件についてでございます。平成26年度に滞納繰越額が50人分、435件で897万9,000円ございました。平成27年3月13日現在の滞納額は36人分、334件で674万6,500円となっております。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 まず、滞納の関係やけども、前年度で897万9,000円余り、平成26年度で600万円とかあるということやけれども、非常に多い金額が滞納になっておるということやけども、この解消はどういうふうにしているの。一応、貧困と言ったら怒られるかもわからんけども、そういう方やと思うけども、これだけあるということは、そうでない人も払ってない人があるということと違うの。滞納整理というのは、それはどういう方法でしているのかな。金額が非常に高いというのか。これは、公立、私立、合わせてこれだけあるということか。その内訳はわからんわけやな。

西井委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。滞納額の内訳といたしまして、公立が17人分、176件で370万5,500円。私立3園で19人分、158件、304万1,000円となっております。

滞納整理に関しましては、毎月督促状を送らせてもらっているんですが、送付じゃなくて、各園の園長の方にその納付書を持って回りまして、園の方から保護者の方に渡していただいているという形をとらせていただいております、督促状に関しましては。

で、年3回、催告状を送らせていただきまして、もし、ちょっと相談でという形、分納とかの相談があったらということで、窓口の方に来ていただくように文書の方を年3回送らせていただいております。

あと、児童手当の方から、全部じゃないんですけども、おおむね半分ぐらいでもそこから、普通は児童手当に関しましては口座振り込みになっておりますが、現金払いという形に変えていただき、分納で納めていただくという形をとっております。その件数は現在13件となっております。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 それは、一生懸命努力していただいていると思うわけやけども、小学校と違うわけやから、保育所、半年から6歳までか、通う人もおれば、幼稚園に行く人もおると思うわけやけども、やめていったら、払う人おらんわな。滞納言っていると思うんやけども。そやから、これちょっと早く手当てをしないと、今の若い人はあかんというのではないけども、何か、ただで入れてもらう感覚の人もあるように思われる。

そやから、ちょっとこの金額的に大き過ぎると思うので、今までちょっと私も気がつかな

んだけども、最近になって急にふえてきたんではないかなというふうに思うので、職員の皆さん方にこういうことを言ったらいかんと思うけども、やはり全ては税金で賄っているということですので、やっぱり滞納のないような形に努力をしてもらいたいなというふうに思います。一般の税も一緒やと思いますけども、なかなか滞納整理、昔のように強制に行けというわけにもこれ、いかんかもわからんけども、やはり税というのは平等に納めるというのがこれ基本やから、やっぱり不公平のないように、お互いに努力をせないかんなど、私の思いですけどね。余りきつく言ったらあかんと思いますけども、努力していただきたいというふうに思います。

それと、賄材料、私、ちょっとよくわからんのやけども、今まで、学童保育料、2,000円でいって、500円を別に徴収していた、こういうこと。この賄材料費がふえた理由は何。

西井委員長 岡本委員、質問3回目やから。

岡本委員 ほな、後で聞きますわ。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、関連質問になる部分もありますけれども、お伺いをしてまいりたいと思います。

まず、56、57ページの7目の福祉推進費についてでございます。指定管理委託料として8,155万9,000円。19節の負担金補助及び交付金として補助金4,270万1,000円。さらに、岡本委員の質問の中にもありました福祉基金、2億9,314万円余りあるわけでありまして。

社会福祉協議会というのは、これは非営利の民間の団体ということで、公共性、公益性の高い団体でもあります。私は常々、この社会福祉協議会が、地域住民が安心して暮らせる福祉のコミュニティづくり、地域福祉の推進を第1の使命にしている組織ではないのかというふうに思っています。やはり地域に根差して、行政の諸施策のはざままで、なかなか光の当たらない弱者であったり、その弱者というのはやっぱり障がい者であったり、高齢者であったり、外国人であったり、いろいろあるわけでありましてけれども。そういうところで、本当に地域に根差して、どういう要求があるのかということを引き出してきて、それを施策として事業としてやっていくことが、これは、私は本来の社協の役割だというふうに思っています。

しかし、福祉八法の改正、平成2年だったと思いますけれども、改正によって事業福祉、事業社協という形でいろいろ事業に取り組んで、この地域福祉の一端を担うということができるということになってきたということもあって、地域サロンというふうな取り組みがありますけれども、やはり基本は、事業社協としてゆうあいステーションを中心にして、市から委託を受けた介護福祉やサービス、そのゆうあいステーションの運営を中心にしたそういう活動になっているわけでありまして。

本当に、私、地域をいろいろ歩く中で、健康づくり推進員さんというのはよく聞きますし、健康づくり推進員さんの活動というのは、目に見えたものがあるんですけども、社会福祉協議会の会員さんの動きは本当に、確かにそれぞれの玄関のところに、この社会福祉協議会の会員という、そういうプレートが張ってあるんですけども、地域での活動が全く見えないという状況にあるんですね。

私は先ほど来、障がい者福祉のことについても、いろいろ話しました。本当に、社会福祉協議会が地域に出て活動しようと思えば幾らでもやれる仕事というか、まさに社会福祉協議会の役割を本当に担っていけるような仕事があるわけです。

そういう意味で、この間、それぞれ、指定管理料が定められた、契約に基づいて仕事をやっている。補助金についてもそういう要素が多いわけですけども。社会福祉協議会として3億円近い財源があって、これらの財源を活用してやっぱり本当に地域福祉の担い手としての活動をどのようにしていくんやというご議論をどうされてきたのか。

この点、市長や副市長は、これはそんなところで議論に入ってなんていうのは、これは職務からしたらとても無理な話ですね。これはもうできないと思います。ということは、やっぱり事務局そのものがしっかりした理念を持って、議論をして、どういう目標を持ってやるんだということにしていかなないとだめだというふうに思うんですが。

会長や常務でしたかね、を差しおいてそういうことはできへんということなのかなというふうに思いますけれども、この間、責任ある、権限ある課長がなかなか新市の建設計画という膨大な事業も抱え、人材をかき集めるということで、社協から課長2人引き揚げてきているわけですね。これも1つ大きな要因かなというふうには思いますけれども。やっぱりそういうことを、どういうふうにしていくかという議論をし、計画を立て、実行していくという機能、機構、組織をやっぱりそういうふうにしていかなきゃならないというふうに思います。

確かに市長や副市長がいれば、これはもう大船に乗った気持ちでいるわけですわな。それは、指定管理料は入ってくる。補助金は入ってくる。今の仕事をやっていたらもうこれ以上のことはないということになってしまっただけですね。

西井委員長 白石委員、もうちょっと縮めて。

白石委員 その辺のところ。いやいやこれまでの議論が本当にやっぱり。

西井委員長 最初、岡本委員もその辺についておっしゃっているよって、もうちょっと縮めてお願いします。

白石委員 聞いている内容が違いますので、お答えをいただきたいというふうに思います。きょうは事務局長もいないので。

西井委員長 市長。

山下市長 社会福祉協議会ということで聞いておられるところもございますけれども、せんだってからICTの街づくりをさせていただくその場所としてゆうあいステーションを使わせていただくということもございまして、今まで、いろんな企業に入らせていただいてやってまいりました。総務省から国のお金を出していただいてやっていただいていたことはあるんですけども、実際に白石委員がおっしゃるように、地域に人たちがどう幸せになっていくのかとか、人の流れも含めて活性化をしていくのかということを考えていかなければならないということで、現在、社会福祉協議会と葛城市の健康増進課の保健師、それと長寿福祉課と社会福祉課と子育て福祉課、そこにICTの街づくりでご協力をいただいております民間の企業の皆様方も実際に入らせていただいて、実際に住民のニーズを捉えた上で、どういうふうな形にしていかなければならないのかという会議を今、ようやくちょっと動かさせていただいてお

るところでございます。

実際に、この議会の冒頭、施政方針で言いましたようにICTというのも道具でございますから、道具を使っても人は幸せにならない。実際に地域の人たちが地域でどうやってお買い物をするのかや地域の人たちのかかわりや、福祉の増進を地域ぐるみでやっていくためには何に取り組んでいかなければならないのかということは今、ちょうど話し合いをさせていただいておるところでございます。

これは、回を重ねれば重ねるほど難しい問題も出てまいりますけれども、今、ニーズをとりあえず探っていこうと。お年寄りだけじゃなくて、子育て世代の方たちも含めてニーズを探っていきながら、どのようなことを行政としてお手伝いをさせていただくべきなのかとか、我々が、社協としてもですけれども、真に取り組んでいかなければならないことというのはどういうものであるのかということは今、調査に入ろうということで指示を出させていただいておるところでございます。

4月にも会議をさせていただく予定でございますけれども、ある程度方向性が決まりましたら、まとめさせていただいて、このような形で進ませていただきたいということは、どこかの段階でご公表させていただきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時36分

再 開 午後3時49分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

白石委員。

白石委員 市長の方からご答弁をいただきました。このたびの答弁は、新たな視点というか、が出たわけでありましてけれども、私が常々この間、社会福祉協議会の役割、仕事について提起してきた内容とは若干、視点が違うというふうには思います。

私は、やっぱり、社会福祉協議会の内容というのは、先ほども言いましたように、地域に入って本当に市民の要求を取り上げていく。それを施策として事業にしていく。こういうことを申しましたけども、内容としては、やっぱり調査をする、地域の福祉の問題の明確化をしていくんですね。調査をし、明確化していく。そして、総合的な企画や計画をつくる。さらに、地域の問題を解決するために、住民の中に、地域の社会福祉協議会の支部をつくっていく。

そして、その中で、やっぱり社協として何ができるかということとあわせて、行政に対してこういうことをやるべきだという提言をしていく。やっぱりこういう仕事を、私は、やっていただきたい。もっと社会福祉協議会としての能動的な活動をやっていただきたいわけですね。

そういうところから、私は、この社協の問題については、いつも議論をしてきたわけがあります。確かに、現状安住で、大船に乗って、指定管理料、補助金をもらって事業を進めるというのは、それはそれとして事業社協としての役割かもしれませんが、私は、やっ

ぱり原点に立ち返って社会福祉協議会としての役割をもう一回見直していくべきではないか。そのためには、こういう問題を議論できるような事務局体制を、やっぱりつくらないかんのではないか。市としては、なかなか課長クラスを配置するというのは難しいかもわかりませんが、そういう議論を中心になってやっていただける幹部をやっぱり配置をしていただきたいというふうに思います。

以上のことを提言しておきたいというふうに思います。

西井委員長 市長。

山下市長 白石委員の目指されているところと、私、先ほど答弁申し上げたところ、さほど遠くはないなというふうに私は思っております。ただ、社協から、うちの職員を引き揚げたことにつきましては、うちの人員が少ないということももちろんありますけれども、日本全国あちらこちらで、市が補助金なりを出している団体に対して、市から職員を派遣することに対しての裁判が各地で起こされて、最高裁まで行って敗訴するという事例が起こったことから、職員を社会福祉協議会やシルバー人材センター等から引き揚げさせていただいたという経緯もあるわけですので、そのあたり、よくご存じだと思いますけれども、なかなか新たに社会福祉協議会に市の職員を送り出すということは、今の制度上、難しいところもあるかと思えます。

しかし、優秀な人材を確保していくということは大事だと思います。先ほど、岡本委員もおっしゃったように、会長を民間の方はどうだろうかという提案、これも1つでしょうし、もう一つは、社協、人の入れかわりがこの3月、4月でございます。人手不足というのも生じてまいりますので、また、新たに有為な人材を求めていこうというふうにも考えておりますので、その優秀な人材の確保をしていくという前向きな考え方で、捉えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質問はございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 AEDというのは、いろいろ設置しているという部分がいろんな施設に出てまいります。今、現状はどれぐらいの幾つ設置してるのかと。その効果等があったのかということですね。

それと、このAEDの賃借料で載っているのは、いろいろ載っています。これ、金額が皆違うんですけども、勝手に推測しているのは、リースでとか何かで、年度によってその金額が変わってくるのかなと。このAEDの賃借料というのが全て金額が違うわけですが、それは年度年度によって入れた年数によって違うのかなと思うんですけど。とすれば、まだこれからもふやしていくものなのか。もう既に施設には全部ついたというものなのか。先ほど申し上げたように、これの効果があったのかということ、1点目、お尋ねしておきたいと思えます。

2点目ですけども、これ、子育てというのか、そういったところに全て絡んでくるんですけども、子どもの出生率、今、私、持っている市町村別の合計特殊出生率というものを、奈

奈良県の方で出されたやつを持っております。奈良県は非常に、全国的に見ると子どもの生まれる数が少ない、下から数えて下から3番目か、よくなったといっても下から4番目というのがずっと続いているところでございます。東京、京都、で、下からいうと奈良というのが長年続いているかなというふうに思います。どういう原因があるかないかわからないですけども。

奈良県ではそうなんですけども、私が持っている資料によりますと、全国平均が1.4何ぼのやつが奈良県では1.3ぐらいなんだと。その中で、葛城市を見てみますと、葛城市は1.4から1.5の中に入っている、非常に高い数字が示されております。

隣の香芝市なんかは1.5ということで、ただそれ以外のところは非常に低いわけなんですけども。これはどういう要因というふうに把握をされているのか。また、葛城市の現状が実際のところ何ぼあって、上がってきているものなのか。今、1.4何ぼと言いましたけれども、これはいやいやもっと高かったけども、葛城市も減ってきて、まだ下がって1.4なのか。その数字的なものを把握されている限りで結構でございます。これはいろんなところでもよく指標として出されている部分でございますので、今、お持ちの資料で結構でございますのでお教えいただきたいというふうに思います。

西井委員長 山本部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。

ただいまのAEDの分でございます。AEDにつきましては、これまでより購入したもの、また寄贈でいただいたもの、リース等あったわけでございます。機種についても2種類ほどあったわけでございます。平成23年度より、購入した場合につきましては、パドルまたバッテリー等の対応の期間に応じて買い換え、求めていかなければならないとかこういうふうに出てまいった中で、いろいろ検討した結果、現在5年レンタル、こういった消耗品も含めて月々3,150円でリースといった形で行っており、現在34施設につけておると。不特定多数の方が往来される、利用されるような施設を中心に、また小学校、中学校を含めて34施設で対応させていただいておるとこういう状況でございます。

西井委員長 市長。

山下市長 合計特殊出生率につきましては、今、藤井本委員がお示しをしていただきましたように、平成25年度で葛城市の合計特殊出生率、これ恐らく、ちょっと記憶なので曖昧なところもありますので、1.41だったと思います。奈良県の中で一番多いのが香芝市、その次が葛城市だったと思います。内閣府に県の方が示させていただいた数値の中で、奈良県の中に39市町村ある中で、香芝市と葛城市が一番人口が減らない、ふえておるという示し方をされました。

そのマトリックスのあり方が、自然増と自然減、それと社会増と社会減という2つの軸があるんですけども、自然増、自然減というのは、産まれてくる子ども、出生数と、亡くなる方の数、それを差し引きしてふえるか減るかというのでやります。きょうも奈良新聞かどこかに出ておったと思うんですけども、葛城市の場合は、ちょっとだけ、子どもが産まれてくる数の方が少ない、亡くなる方の方が多いというような状況になっています。

葛城市が多いのは、社会増ですね。葛城市から転出をしていく方よりも葛城市に転入され

る方の数の方が多いというところで、葛城市の人口がふえているとか葛城市の子どもの数がふえているとかということなんですけども。

どういう要因によるものなのか、詳しくはわかりませんが、ただ、やはり、若いお母さん方と話しますと、やっぱり子どもを育てやすい環境にあるとか、先ほどからいろいろと、きのうからですか、出ております中学校3年生まで医療費がかからないとか、そういうところ、あと、学校の環境とかそういうところがいいということで、葛城市で子育てをしたいという形で、転入をされる方が多いということになるのかなと思います。

そういうところに満足することなく、本当は自然増を望んでいかなければならないので、やはり葛城市で子どもが産める環境を、産婦人科ということも含めて引き続き努力はしてまいりたいなというふうに思っておりますけれども、今、私がまず概算的にか概要だけ述べさせていただきますけれども、そのようなものじゃないかなというふうに思っております。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 ありがとうございます。言おうとしているようなことを先に言っていただきましたけれども。これは誇るべき、奈良県の中で、今、市長が言われたように、2番目というようにありましたけども、数字上でそのように出ているのも事実であります。

こういうことを葛城市のいいところ、長所というふうに見ながら、これをますますやっばり伸ばしていかなんと。それであったとしても、全国平均よりは同等かやや低いと、こういうところなんだと。奈良県では高いけども、全国よりはちょっと低い、まだ低いんだと。ここらを職員の皆さんも、そういう目標というんですか、確かに今、なぜやろうと言われたって、そうすぐに答えられる問題ではないですけど、しかし要因はどこかにあるであろうというふうに思います。そういったことを考えながら、まちづくりの大切な部分やと思いますので、知っておいてもらって進めていって、守っていただきたい、上げていただきたいというふうに思います。

それと、山本部長、そういうことやろうということよくわかりました。何カ所ついているということも、これでもう全部ついたというものなのか、まだ伸ばしていくというものなのかというのと、それで、これをつけていることによって、この方がこういうことで助かれましたというのか、結果としてよかった点があったとか、利用があったという部分ですね。何カ所ついていますねんというだけじゃなくて、利用というものがたまにありますとか、年間どれぐらいありますとかいうの、わかれば。わからなかったらわからないで結構ですけども。

西井委員長 山本部長。

山本総務部長 まず、施設的には34施設にはついておりますが、今後、まだの部署については、また、つけていきたいと、かように考えております。

それと、この施設の中で、実際に活用になった中で、以前ですけども、ゲートボールの大会の折に活用されて事なきを得たと、こういうことは聞いておるところでございます。

なお、消防署からこのAEDに係る講習というのを受けておると、職員、そういう状況で、現在、ございます。

以上でございます。

西井委員長 ほかにございませんか。

白石委員。

白石委員 引き続いて、質疑を行ってまいりたいと思います。

58ページの2項の児童福祉費の1目の児童福祉総務費の7節の賃金、臨時雇用賃金249万1,000円の内容についてお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、64ページの4項の生活保護費、1目の生活保護総務費についてお伺いをしたいとこのように思います。65ページの2目の扶助費では、生活扶助費が1億1,611万2,000円。住宅扶助費が4,962万1,000円。医療扶助費が2億629万7,000円ということで、扶助費の明細が書かれております。

その扶助費の中で、生活扶助費が1億1,611万2,000円と、前年比で1,700万円ぐらい減額になっています。ご承知のように、生活保護世帯は史上最高の161万世帯というふうに加えているわけでありましてけれども、本市の場合はどういう状況になっていて、どのような理由で扶助費が減っているのか。

それから、医療扶助費については、補正予算のご説明の中で、医療扶助費が減ってきているというのはジェネリック薬品の浸透によるものだ、こういう説明もあったわけでありましてけれども、いずれにしてもやはり3,300万円余りが平成26年度に減っているわけでありまして、まず、その辺のところについてお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、68ページの4目の健康づくり推進事業費の13節委託料です。それぞれ、胃がん検診、子宮がん検診等、前立腺がん検診委託料までのものを、大体、この委託料の積算ですね。大体、受診率の実績がどうなっていて、新年度の予算ではどの程度の受診率、対象者がどれくらいあって、受診率をどの程度見込んでこの金額を出されているのかということをお伺いしたいということと。

その下にウォーキング教室委託料72万円という形で、こういう費目では初めてこういうものが出てきたというふうに思うんですね。どのような理由によって、どういう効果を目指して、この事業が取り組まれようとしているのか、お伺いをしておきたいと思います。

西井委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの児童福祉総務費の賃金についてでございます。これは、アルバイト賃金で今現在、出産育児休暇に伴う臨時雇用賃金になっております。1名、職員おまして、1年間分が137万7,180円ということです。あと、今度、子ども・子育て新制度で、新しい事業の1つで養育支援訪問事業というのを実施していく予定としております。それに携わっていただきます訪問員の分として111万3,700円。合計249万1,000円となります。

以上でございます。

西井委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

当初、平成26年度予算を組ませていただいたときには、生活扶助費ですけれども、1億

3,342万6,000円を組ませていただきました。これにつきましては、前年、保護者数が215人と大幅に伸びたために生活扶助費も大きく予算を組ませていただいたんですけれども、結果的には今、2月末現在、保護者数211人と前年よりは減っております。これにつきましては、確かにリーマンショックなどで戦後最大の伸びを記録したわけでございますけれども、今は景気の回復などによって安定しているところでございます。

また、葛城市に至りましては、死亡者が、今年度につきまして前年と同じぐらい多かったわけでございます。2月現在で12人。通常でしたら、死亡の方につきましては5、6人程度でございますけれども、今年度、前年度も13人、12人と多くの方が亡くなられているわけでございます。こういったことによって、医療費も6,200万円、3月の補正によって減額させていただいて、見込みとしては1億7,786万7,000円程度を見込んでおります。これによって、平成27年度も医療費扶助につきましては、2億629万7,000円を組ませていただいているわけでございます。

また、医薬品に関しましては、ジェネリック医薬品の普及もあります。ただ、これについては、金額の数値というのは解析はなかなか難しいということ聞いております。こういったところで正式な、確かな金額の影響力というのはわかりませんが、これも一因があると思われるところでございます。

以上でございます。

西井委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原です。よろしく願いいたします。

ただいま白石委員のがん検診の積算、また新年度の予定等見込みについて順番に説明させていただきますと思います。

胃がん検診でございます。胃がん検診、平成26年度の1月末現在の数字ではございますが、個別、集団含めて759名受診されておって7.0%でございます。一昨年、平成25年度は7.5%でした。平成27年度におきましては、10%を目指して444万3,000円を見込んでおります。

次に、子宮がん検診委託料でございます。子宮がん検診、平成26年度1月末現在ではございますが、個別、集団含めて1,026人、11.3%でございます。平成25年度、一昨年は14.7%でございました。今年度におきましては、14%を目指して632万8,000円計上させていただいております。

次に、乳がん検診でございます。乳がん検診におきましては1月末現在、個別、集団含めて668名、10.4%でございます。平成25年度におきましては8.4%でした。平成27年度におきましては1,075名を予定しております。15%を目標に計上させていただいて、535万1,000円でございます。

次に、肺がん検診でございます。肺がん検診、1月末現在で931名の8.6%でございます。平成25年度は864人の8.0%でございます。平成27年度におきましては、1,000名、9.2%を目標とさせていただいて85万3,000円の計上でございます。

大腸がん検診委託料でございます。平成26年度1月末現在におきましては、1,692人受診されまして15.6%でございます。平成25年度におきましては、16.5%でございました。平成

27年度におきましては1,900人の目標、約18%を見込んで239万8,000円の計上でございます。

前立腺がん検診でございます。平成26年度1月末現在で357人受診の10.4%でございます。平成25年度は346人の10.1%でございました。平成27年度におきましては、12%を目標の400人分として50万4,000円計上させていただいております。

次に、ウォーキング教室委託料でございます。今年度、初めて計上させていただきました。ウォーキング教室というのは、今現在、体育振興課、月1回行っておるデューク更家のお弟子さんの、ウォーキングスタイリストの伊達荒人さんによるウォーキング教室を引き続き健康の一環としてとり行うものでございます。私も出席させていただいております。伊達荒人さんにつきましては、ウォーキングの楽しさ、また、人と人の会話とかストレッチも含めて、心も体も元気になるような形で、明るく教室を開いております。それを保健師、また、その教室におきましては、保健師も参加しながらいろんな健康に支援をしていきたいと思っております。予定につきましては、毎月第三土曜日午前10時から1時間半ないし2時間程度、予定をしております。

以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 最初、生活保護扶助費についてお伺いをいたしました。本市では、前年度と比較すると、4人程度減ってきているということでもあります。亡くなる方がいたということであったということですか。

私は、どういう視点でこの質問をしたかといいますと、国は平成24年から3年間かけて生活保護費を段階的にやっぱり削減をする。中心は生活扶助費です。この平成27年度は、その3年の最終年度に当たる年であります。大体どの程度の削減になるのかということ、最大で10%ぐらい生活扶助費が削減されるというふうに、そういう施策がとられたわけです。私は、その影響がどのように出ているのかなということもあわせてちょっと聞いてみたかったわけですが、その辺の内容についてはお触れにならなかったわけでもありますけども、そういう影響というのはないのかどうか、ひとつお聞かせをいただきたいというのが1つです。

そして、もう一つは、これは新たな質問になりますけれども、この生活保護法が本当に大改革がされた、改正されたということになりました。そして、それがどういうふうなことでなったかといいますと、生活保護の申請書類を提出する義務を明記されている。これまでは口頭でも申請されて、それを受理していたわけでもあります。それが、私が申しましたように、本市の福祉事務所においては、この口頭による申請についてはもう受け付けないという、そういう対応をされているのかどうか。この点、今後採用されるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思っております。

また、扶養義務者への通知と報告、扶養義務者をちゃんと明らかにし、その扶養義務を果たしていただく、こういうことの手続をきちっと決めるというか、そういうことになってきたわけでもありますけども、このことについて、どういう取扱いをされているのか、お伺いをしておきたい、このように思います。

いろいろありますけれども、時間がありませんので、あと1点だけお伺いをしておきたい。

家計支出の状況の報告など、健康、生活への支援をやっていく、こういうことでありますけれども、どのような内容なのか。そして、そういうことが直ちに具体的にどのようにして取り組まれようとしているのか、お伺いをしておきたいというふうに思います。

それから、水原課長の方から詳細にご答弁をいただきました。高いのか低いのか、なかなか判断しかねるわけでありましてけれども。高いもので18%、大腸がん、目標18%ですね。低い目標では、胃がん検診で10%であります。

なかなかこれ受診率を上げていくというのは、どこも本当に苦勞をされているわけでありましてけれども、私は単なる受診率の問題ではなくて、このがん検診とあわせて、特定健診、これをどのように位置づけて取り組んでいくのかということを知りたいわけですし、また新たにこのウォーキング教室委託料という形で、頻度としてはそんなに多くはないですけども、月1回、試みをやっていくと。そして、それが市民の健康づくり、生きがいづくりというか、そういうものに生かしていこう。さらには、ここで予算化されているわけですから、私は全体として、特定健診を含めて市民の皆さんの健康寿命を延ばしていく、このことがやっぱり大事であるし、これは課長言いましたけども、体育振興課と連携をしてということでもありますけど、そこが私、大事だというふうに思うんです。

だから、やっぱり縦割りではなくて、本当に横断的に、むき出しに言ってしまえば、本当にこの健康寿命を長くして、医療費を余り、まあまあ減らしていくということに本気で取り組んでいかないと、これは私、長年の経験からしたら、これはもう大変だと。今、総力を挙げて本当に特定健診やがん検診や、体育振興課が取り組んでいる取り組みとか、本当にそういう諸計画をまとめて、私は総合計画にきちっと反映をしていく。これは、目標はそんな医療費についてはこれは後からついてくるという問題として、やっぱり取り組んでいく必要があるのではないか。

そういう意味では、今回、ここで予算化されたということは、非常に意味があるというふうに思います。ここは、水原課長が自分でみずから行ってやるということだけでなく、どんどん自分の仕事を広げていただいて、受診率の向上を当然目指してもらい、そして一緒に特定健診、特定健診とがん検診を本当に一緒にできへんのかということぐらいでやっぱりやってほしいし、こういう健康づくり、ウォーキングだけじゃなくて、いろんな体育振興課とも連携し、やっぱりやっていけないものかというふうに感じました。

その点で1つだけ、これどうなのでしょう。今、やられているのかどうか、ちょっと僕も不勉強で申しわけないんですけども。特定健診とこれらのがん検診を一体的に実施するということはできるものなのか、できないものなのか。この点、物理的に無理なのか、法律的に無理なのか、いろいろあると思うので。私は、これ一緒にできたらいいなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

西井委員長 答弁をお願いします。水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原です。

特定健診とがん検診、一緒にということですが、ただいま、現在ずっと集団健診につきましては、がん検診と特定健診、一緒にやっております。それと、今年度から2カ年

の試行ではございますが、各大字の区長さんに話をかけて、大字健診という形で出前健診を行っております。それにつきましては、特定健診を出前健診として大字の集会所、公民館等へ行って区長さんに回覧板とか、声かけをやっていただいて集めていただいてやっておるということでございます。

それと、がん検診、特定健診、全て健康につながるわけなんです。健康寿命を延ばすためには今やっておるICTの中で、おたがいさまサポートハウス、寺口とゆうあいステーション、やっております。それにつきましても、保健師も出向いて、健康意識を高めてもらうため、また、お客さんとの健康について会話をしながらも、健康意識を高めていただいて、がん検診また特定健診の受診勧奨、PR等をやっていく予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

ウォーキング教室につきましては、保健師も出向きながら、いろんな健康相談もつけながら、健康管理、健康意識を高めていきたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどのご質問の中で、生活保護の生活扶助費が3年かけて段階的に減額されて平成27年度において完了するわけでございます。ただし、平成26年度については、消費税3%アップされておりますので、これについては基準額が2.8%程度上乗せされております。といいますのも、本来の生活保護、生活扶助費に対して一旦、5%の消費税を割り戻して、そこへ8%になっておりますので、基準額としては2.8%、逆に上げられたわけでございます。

そこで、実際の金額ということにつきましては、毎月、新規また廃止、また収入の変動があるためにシステムでの金額を追うことはできないところでございます。ただし、一般的に国から示されておるその漸減率から換算させていただきますと、都市部では、30代、40代の複数世帯では最高で6%から7%が影響を受けると。ただし、先ほど言いましたように、消費税の影響によってこれが減額されるということで、3%から5%ということになっております。

また、それ以外の地域では、3%から5%が、2%から3%に減額。また、高齢世帯では都市部以外の世帯として約1%から2%の減額が、先ほど言った消費税の上乗せによって、0.5%から1%の減額となっております。

なお、葛城市では半数以上が高齢世帯でもあり、また、多くの世帯が50代、60代の障がい世帯ということで、生活扶助費としては約0.5%から0.8%程度の減額になるのではないかと。換算しますと、約70万円から90万円程度の全体での減額になるのではないかなと思われま。

ただし、これに対して、就労意欲を高めるために、従来収入認定に対する基礎控除が今まで、最低8,000円でしたものが、1万5,000円と上乗せされております。また、例えばですけども5万円の収入であれば、従来基礎控除は1万5,220円という数字だったものが、1万8,400円、また例えば7万円の収入があったとすれば、従来であれば1万8,660円の基礎控除が2万400円と引き上げられて、就労意欲を高めるということを重きに置かれているわ

けてございます。

次に、申請書の提出義務でございますけれども、これは、従来からも申請書は提出していただいていたところでございますけれども、これを文書化、文面化されたわけでございます。ただし、緊急の保護申請、例えば救急で入院されたりした場合は当然、これは書けないわけでございますので、これは当然のことながら、口頭で申請を、もしくは病院での相談員さんでの申請を受け付けさせていただくということになるわけでございます。

また、扶養義務者での調査でございます。これにつきましては、扶養義務者、いらっしゃいましたら、もちろん調査はしないといけないんですけれども、当然、その方によってはいろんな事情がある場合がございます。例えば、DVとか、例えば、娘さんが嫁ぎ先に行かれて、そういう郵便物が来るのはちょっと困ると、例えばの話なんですけれども。そういった場合には当然、事情を考慮させていただきまして、扶養調査などは控えさせていただいているところでございます。

以上でございます。

白石委員 家計支出の状況報告は。

(発言する者あり)

白石委員 わからんか。そうか、ごめん。ええわ、ええわ。

西井委員長 白石委員。

白石委員 生活保護の扶助費の問題で、課長の方から詳細にご答弁をいただきました。あらかた、その内容は把握できたというふうに思います。まさに生活保護制度というのは最後のセーフティネットということになりますし、何よりもやはり憲法第25条に、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を保障されるんですね。これはもう国の責務であり、住民福祉の向上を目指す地方自治体の責務でもあります。

しかし、昨今、国の施策はこの生活扶助費そのものをやっぱり引き下げてくる。また、更に住宅扶助や生活扶助の冬季加算の削減がやっぱり実施されようとしているんですね。本当に最低限度の生活がどんどんどんどん切り下げられてきて、大変な状況になっているわけでありまして。

一方、自立、就労という形で、確かに課長から答弁があったように、仕事によって得た収入に対する基礎控除が引き上げられて、そのことによって、たくさん、今までよりも少し収入が入るということで、就労意欲は向上するということは、私は、これは非常にいいことやないかというふうに思います。なかなか仕事をしたら、ふえたら扶助費が減らされるというのは、なかなか問題やったけど、一定の改善はされつつある。

しかし、基本的なところで、やっぱり根幹のところで、この最低限度の生活がどんどんどんどん削られてきている。今、日本は言うまでもなく、格差拡大が起こっています。富める者と貧しい者がどんどんと格差が広がり、なっている。そんな中で、この制度が本当に重要になってきているわけで、扶助費の削減を行うのは当然認められないし、また、生活保護の申請に対するやはり門前払い等を含めて、こういうことは当然やめるべきやというふうに述べておきたい、このように思います。

特定健診、がん検診の件で既に集団健診の場合は特定健診とがん検診が一体で行われているということであり、さらに、一体の中に、本当にこの健康づくりのスポーツとかあるいはサロン活動とかいろいろなことが連携されて、受診率を引き上げるとともに健康寿命を延ばしていく、そういう取り組みを、そういう視点に立って、やっぱり進めていただきたい、このように思います。

以上です。

西井委員長 暫時休憩します。

休 憩 午後4時40分

再 開 午後4時50分

西井委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

質問はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、71ページ、環境衛生費の負担金補助及び交付金の中で、再生資源の集団回収助成金、金額は若干減っているわけですけども。前からずっと聞いておいたら、ちょっとだいぶ減ってきているように思うんですけども、この影響は、新庄地区で新聞、段ボール、これ毎週水曜日かな、集めている、この影響があるから減っているのかなというふうに思いますけども。

その辺、大体、平成26年度、1月現在でも結構ですけど、大体どのくらいのトン数になるんか。予算的にはこれ今まだ、1キロ5円やな。ですから、500万円ということは1,000トンぐらいの予算になってあるのかな。それを教えてほしいのと、それから新エネルギーシステム設置補助金、これ500万円。これでどのくらいの件数されたのか。

それから、火葬場全体ですけども、平成26年度、1月現在でも結構ですけども、どのくらいの火葬件数だったのか。それと新たに委託料のところ、火葬場清掃委託料56万円と新たに出てきているわけやけども、これの内容についてお聞かせいただきたいと思います。

西井委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川でございます。

岡本委員のまず初めの、集団回収でございますが、全国的な数値を見ましても、古紙の回収量というのはだんだん減っているような状況です。新庄地区の方でも、クリーンセンターの方で古紙回収が始まってからどういう影響あるのかということですが、これの影響は多少あると思いますが、クリーンセンターが回収をすることによって大幅に減ったという状況ではないです。数字を見ていると、新庄クリーンセンターが回収をしたときと、集団回収のときと比べましても、そこがたっと減っているというものじゃないです。平成16年からずっと減っているような状況ですので。平成25年度が482トンで、平成26年度、480トンというような状況です。今年全体で、1年分で830トンです。古紙回収の収集キロが。

(発言する者あり)

西川環境課長 去年が862トンです。今年が830トンです。

(「さっきのは何やの」の声あり)

西川環境課長 さっきのは半期だけの分でした。ほかの要因としましても、新聞をとられる家庭が減ったというのも明らかな要因だと思います。新聞の中に、広告とかもだいぶ入っていましたので、それも減ってくるのかなと。それとあと、活字離れといいますか、雑誌とか本とか買われる件数も減っているのは事実かと思えます。

それと、EV、新エネの件ですけれども、平成26年度から開始しまして、太陽パネルの件数が68件、エネファーム、燃料電池が7件で、合計75件の実績があります。

それから火葬場の件数であります、平成27年3月10日現在で、合計で310件であります。

火葬場の清掃委託料の件ですが、炉前の御影石がだいぶ汚れております。御影石の石の磨きといいますか、清掃といいますか、そういうものを予定しております。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 一応、課長の方から説明していただいて、新聞とられる戸数が減ったとか、あるいは雑誌が減ったということにもそれは原因があるかもわかりませんが、平成23年ぐらいから1,000トンを切っているというふうな実態であるわけでございました。この分については、ただ古紙回収するということやなしに、やはり子どもたちに、リサイクル、使えるものは使えるんだという趣旨のもとでやってもろっているということですので、ひとつPRというのか、できるだけ団体に出すような形にしてもらったら一番ありがたいというふうに思います。

新エネルギーの関係、当初予算は、平成26年で組んで75件ということで、かなりの方が利用していただいているということになるわけでございます。

また、火葬場につきまして、今、310件、それ以外はないのかな。その、死産とか、そんなものは。

西井委員長 西川課長。

西川環境課長 火葬合計で310件です。

岡本委員 合計で310件か。そのうちの死産とか、わかるんか。後でいいけど。それと、御影石、確かに傷んできていると思うんですけども、それとその火葬場できて、今、何年ぐらいになるのか、認識してくれているのかしらんけども、もう28年になるわけや、今年で。

それと、そのつくった当時、山下市長みたいな大きな体格の人が少なかった。3基のうちの1基は、足高町長が大きかったから、大型のつくってくれと言われたわけやな。ところが今、全体的に体格が大きくなってきているので、火葬場の現場から見たら、大型が1基しかない。できたら大型を、3基とも大型にしてほしいというのが、現場の声ですわ。確かに全体的に皆大きくなってきている。30年近うなってきた、それは、炉はまだそんな傷んでないかもわかりませんが、修理もしている。だから、1つのリサイクルという形で、一遍にできへんので、1炉ずつでも、大型のかえていくというふうなことを考えてもらえへんのかなというふうに思います。

私は、その3基以上増設するということは、この人口では到底考えるものではないと思うし、3基で十分いけます。しかし、稼働率が高くなってきているということやし、問題はも

うちちょっと大きな、大型炉をつくってほしいということやから、できたら、来年にしてくれと言ったって、それはうまくいかんかわからへんけども、計画的に1号、2号の普通炉を大型炉に改修していく、こういう計画をつくってもらいたいというふうに思います。それで答弁してもらったら。

西井委員長 西川課長。

西川環境課長 火葬の件数でございますが、一般が304件、13歳未満の子どもさんが1件、流産が4件、で、人体の一部が1件、合計310件でございます。

西井委員長 市長。

山下市長 岡本委員の質問にお答えをさせていただきます。確かに3基ある焼却の炉ですけれども、担当の方から、順次入れかえてもらえないかという話も来ました。全体の費用としてかなりの高額であったというふうに思っております。予算査定の中で、議論をしてみましたがけれども、一方で、市民の間から、できるかできないかはともかく、セレモニーホールが欲しいという要望もあるわけでございます。

もし、葛城市でセレモニーホールを導入するならば、あの今の火葬場の場所でいけるかいけないかというのを検討も含めて考えていかなければなりませんし、設備投資をやるんだったら、1回でさせていただくということの方が、理にかなっているというふうに思いますので、そのあたり、整理をしながら、実際に今の炉がどのくらいもつのか、また、新しいものを建てていく場合にどういってお金を使って、それを運営していくのかということも含めて考えていかなければならないから、とりあえず、今年計上してこられた予算査定の中で話したのは、計画的に考えていかなければならないので、今、たちまちこの炉の修理ということではできないよということで、落とさせていただいたという経緯がございます。おっしゃっていただいている意味というのは十分にわかりながらでございますけれども、よりよい知恵を求めて、検討してみたいというふうに思っております。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 市長の方から、今、答弁いただきましたけども、火葬、高額というような金額出てきたわけや。たしか私の記憶では、炉だけ3基つくっても、あの当時4,400万円あったと思います。調べてもらったらわかると思いますけども。だから、1基当たりの金は少ないと思う。

それと今、セレモニーの話、出ましたけども、当初、あそこでそういう設備をつくるということも、案として考えていました。その当時として、まだそういうことがなかなか利用されない、旧新庄町の場合は各大字に1つずつ公民館をつくっていくというようなことも重なって、利用が少ないということで急遽、待合室という形で縮小した。こういう経緯があるわけで。

そのセレモニー、今、話も出ましたが、確かに市民からもう早急につくってほしい、要望があることは事実やと思います。しかし、セレモニーをつくるときには、やはり火葬場の近くも1つの方法ですけど、もう今の時代でやはりもっと便利のいいところというのか、そういうところにつくらないと、あの場所ではちょっと無理かなというふうにも思います。

そこらは、今、市長も検討しているということですので、何も市長の考え方あかんと、そ

んなことを言っているのと違って、炉については1つはそういうことですので、そんなえらい金額はかかるもんでもないということは、建物を壊してやりかえるというのじゃなしに、中で、機械を入れかえるだけやから、そんな大層なもんでもないというのを思います。

セレモニーについては、今、言ったように、もしつくっていただくのであれば、もうちょっと今の場所やなしに、便利のいいところというのか、一番いいのは忍海の駅のあるところ辺につくってもらったら一番ありがたいと思いますけども、勝手なことばかり言われへんでね。例えばそういうことも参考にしていただいて、検討してもらったらと思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

内野委員。

内野委員 先ほどの白石委員の質問に関連してなんですが、68ページの13節の委託料の、胃がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肺がん検診、大腸がん検診と先ほど受診率等聞かせていただいたんですけども、非常に、私は低いなど、そういうふうに感じました。

国は、とてつもない、がん検診率50%を打ち出しておりますが、ちょっと話は変わるんですけども、先日、私にはがきが来まして。「好評につき追加決定、乳がん、子宮がん集団検診のご案内」ということではがきが来て、この「好評につき、追加決定」がすごく自分の、私の気持ちをぐっと引きまして、早速電話させていただいたら、もう定員がいっぱいでということで、キャンセル待ちもまだ順番を待っていただいているという中で、きっとこれ、午前中80人、午後から80人ということで、これでまた子宮がん、乳がんの検診率はぐっと上がると思うんですけども。

私がここで聞きたいのが、大腸がん検診、比較的受診率が17.何%と高いんですけども、これまだクーポン事業やられているんでしょうかということがまず1点目と、それと子宮がんと乳がん検診、今年は年齢、決まっているんでしょうか。まずそのところを教えてくださいませんか。

西井委員長 水原課長。

水原健康増進課長 ただいま内野委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。大腸がん検診につきましては、以前、がん検診推進事業といたしまして、女性特有のがん検診、子宮がん、乳がんと大腸がんを入れて、がん検診推進事業という形になっておりましたが、去年から、働く女性のための支援のためのがん検診推進事業という形で、大腸がん検診は、がん検診推進事業として残っております。平成28年度が5年目の最後の年になっておまして、それ以降につきましては、また、国の方針もあるかと思うんですけども、今現在は、無料クーポン券、5歳刻みの方につきましては、がん検診推進事業という形で現在残って、実施しておる次第でございます。

次に、乳がん、子宮がんの事業ではございますが、先ほど言いましたように、働く世代のがん検診推進事業というのが、子宮がんと乳がんという形で、今現在やっております。平成27年度につきましては、子宮がんにつきましては新しく20歳になれる方、乳がん検診につきましては新しく40歳になれる方、それと平成25年度対象になっておられて未受診の方につきましては、無料クーポン券を送るという形で、平成27年度働く世代の女性支援のための

ん検診推進事業として計上させてもらった次第でございます。

以上でございます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 そしたら、平成26年度と一緒に、二十歳が子宮頸がんと40歳が乳がんということですね。

その平成26年度も、未受診者を対象に、はがき等で送っていただいたと思いますが、その未受診者を対象にされて、大体どれぐらいの方が未受診を、受けに来られたかということもちょっと1つ聞かせていただけますでしょうか。

西井委員長 水原課長。

水原健康増進課長 今の質問でございます。無料クーポン券の対象者という形で、今年度の実績で1月末現在の実績ではございますが、子宮がん検診、未受診の対象者が2,870人。受診者につきましては、そのうち197人の6.9%でございます。乳がん検診におきましては3,054人が対象者で、199人の6.5%送られております。これも今年度対象の未受診者の方に無料クーポン券を送っております。未受診者の方につきましては、時間がないとか、行く機会がないとかいうような形で行かれなかった方が、それだけ多くおられますので、受診率としては普通の健診率よりもだいぶ落ちておるといのが、この結果にあらわれていると思われま。

以上でございます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 先ほども、目標も聞かせていただきましたが、非常に低い目標やなと思いました。もっと目標を高く掲げていただいて、それとやっぱり公明党が打ち出した5歳刻みの無料クーポン券をしたときには、たしか20%以上超えていたと思うんです。これは要望ですが、やっぱり市としても5歳刻みの、特に女性特有の乳がん、また子宮頸がんに関しては5歳刻みのクーポン券をしていただけることを要望いたしまして、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、74ページ。塵芥処理の関係で、負担金補助及び交付金。大阪湾の広域廃棄物埋立処分場整備事業負担金43万4,000円。前年に比べたら10倍ぐらいの金額になっておるよ

うに思います。それから、75ページのし尿処理費、この中で、葛城地区清掃事務組合負担金1億8,428万3,000円ということになっておるわけですが、この計算、中身を教えてほしいんですが、恐らく、平成26年度実績に応じて計算しておられると思いますので、平成26年度の実績を教えてください。

それから、同じ負担金の中で、浄化槽清掃手数料助成金192万6,000円とこうなっておるわけやけども、合併時からずっとこの助成という形になってきておる。今、市長おっしゃるように、合併10年になったわけで、今、ちょっと後で件数教えてほしいと思いますけども、合併当初200件余りあったと思います。しかしこれ、ずっと統計とってみたら、そんな減っていない。多く見たかて20件ぐらいしか減っていない。いつまでもこれをずっと続けていった

ら、件数はそのぐらい減ってこない。ですから、今、市長が、去年ですか、工事をして3年以内あれば5万円、これを5年間ですか、延長するというのをもう打ち出してくれたわけやから、例えばこの5年間でこの制度を利用してください。それで、もし利用ができへんということがあれば、例えばこれはもう打ち切っていくとかいうような方法をとらないと、なかなか下水につないでもらえないということもあるやろうし、その辺も含めて、回答を教えてくださいというふうに思います。

西井委員長 増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長兼當麻クリーンセンター所長 クリーンセンターの増井でございます。

ただいまの岡本委員のご質問に対しまして、お答えさせていただきます。

まず初めに、大阪湾の整備に伴います事業負担金43万4,000円でございますが、確かに平成26年度におきましては、3万円余りの負担金でございました。これにつきましては、大阪湾に埋め立てております管理運営費等に係る経費が若干上がってきておるということで、それと、今、整備の方で2期計画の方でやっておるわけですが、3期計画の準備を今、広域の方で進められております。それを、つくるに当たりまして、国等への申請書類等の関係で事務的経費もふえておるということで、43万4,000円の平成27年度の負担金というところになってきておるわけでございます。

それと、浄化槽清掃手数料の助成金につきましては、平成26年度当初予算と同じく180件の192万6,000円を計上いたしておるわけでございます。内容につきましては、今、岡本委員のご指摘のとおり、合併して10年の中で、旧新庄町と旧當麻町の業者委託の分の料金差額を助成しておるわけですが、平成26年度の2月末までの現在の件数でございますが、平成26年度におきましては145件、169万9,320円を執行しておるわけでございます。

先ほどもご指摘がありましたとおり、當麻地区におきましては、まだ三百数十件の浄化槽を保有しておるわけございまして、本来は1年に1回の清掃をしなければならないわけでございますが、家庭の事情もございまして、1年に1回しておられないところもあるわけで、大体、例年されておられる件数というところをおおむね180件と見込んで、その差額を計上させていただいたところでございます。

ご指摘のように下水道への普及促進というところも当然勤めていかなければならないというところで、昨年度も同じ形で、ご質問、ご指摘を受けておるわけでございますが、今年度、新たに10周年ということで市長が打ち出されていた部分もございまして、平成27年度にいかばかでも減ることを期待しておるところでございます。

以上のとおりとさせていただきます。

西井委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川です。

先ほどの質問の中の、葛城地区清掃事務組合の負担金の割合でございますが、まず規約の第12条1号から4号に係るもの、資産の取得等に係るものでございますが、これは、葛城市の負担割合はもう決まっておりますので、全体の割合は変わりませんが、規約の第12条の5号に係るもの、これがし尿処理場によりまして均等割、処理量割、利用に係ってきておりま

す。

量でございますが、平成27年度の基礎数字となっておりますのが3,280キロリットルで、平成26年度当初の基礎数字が3,506キロリットルということです。それぞれ均等割10%、処理量割9割というのがありまして、この処理量によります分担金が、平成27年度が5,085万円、平成26年度が5,270万3,000円。185万3,000円の減。それと、大規模改修によります積立金という枠がありまして、これが昨年度が829万6,000円。平成27年度が801万4,000円。28万2,000円の減。トータルで平成27年度が1億8,428万3,000円で、平成26年度が1億8,660万4,000円。差し引き232万1,000円の減という内訳となります。

西井委員長 市長。

山下市長 浄化槽に対する手数料の助成金の問題、これは岡本委員おっしゃるとおりのところがあると思います。過去、国民健康保険の税も新庄町、當麻町で格差があったものを1つにしていたという経緯もございますし、いろんな格差を改定と同時に解消していったという経緯があるわけもございます。今回、5年間猶予で、新たに、新たにというか過去つけられなかった方々に対してアプローチをしていって、それでも変わらないという方に対してどのようにしていくのか、前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

ただ、そうは言いながら、浄化槽がついているところで、この市の計画の中に入っていないところも若干残っておるやに思いますので、そのあたりをどうしていくのか、整合性も含めて検討して、考えてまいりたいというふうに思っております。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 それぞれ教えていただきました。今、増井所長の方から説明の中で、大阪湾の関係で3期の計画の準備等があるので、費用が上がってきた。これが大きな要因になってくると聞いているわけやけども、平成27年はあれやけど、平成28年もふえてくるといことになるのかな。そうでもないのかな。それはそれでまた教えてもらいたいと思います。

それから、葛城清掃の関係で今、教えてもらいましたけども、今の3,280キロリットルということですけども、この中の建設負担金が抜けとったように思うんですけども、それを1つ教えてもらいたいと思います。

それから、浄化槽の件、市長の方から説明をしていただきました。市長の揚げ足をとるんじゃないけども、計画に入っていないところもあるということをおっしゃっていましたが、結果的にわかりますよ。そやけど、全体的には、全部するという計画の中に入っているわけやし、そういう特殊なところは別として。今、聞いたら一遍に今年、145件というような形で、予算より40件近く減ってくると、結構なことやと思うわけやけども。どんどんこのようにして減っていくんらしいわけやけども、やっぱり切っていくときに一遍にばさっと切るわけにこれ、いかへんので、今、市長おっしゃったように、5年なら5年間の猶予を持った中で、どうしてもこの中で、20件残るのか、30件か、これはわからんけども、そういう形の中で整理をしていくということも大事やないかなというふうに思います。

ですから、その特殊なところは別扱いにしないと、下水も通っていないのにあかんって、これはまあできへん。そんなのは別として、極力そういうような形で、5年間で一応解消で

きるという確約はできへんけども、努力をしていただくということで答弁していただきましたので、できるだけそういうふうな方向で、持って行っていただきたいというふうに思います。

西井委員長 西川課長。

西川環境課長 先ほどの葛城地区清掃事務組合の負担割合の中で、建設負担金の分、申し上げます。

平成27年度が1億2,541万9,000円。平成26年度当初が1億2,560万5,000円。差し引き18万6,000円の減でございます。

西井委員長 増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長兼當麻クリーンセンター所長 ただいまの質問でございます。大阪湾のフェニックスの計画の中におきまして、全体の事業費から国等の補助金を引いた中での各団体の負担金という形になってきますので、その年度年度によっての事業費等が決まりませんので、次期計画、3期計画は今、進められているというところではありますが、全体の事業費から案分されての負担金になりますので、来年度以降についてはどうなってくるかというのはちょっと今のところではわかりませんので、ご勘弁を願いたいと思います。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 所長の方から話は教えていただきました。確定はせんということやから、ある程度不安定な要素は出てくるけども、年によっては負担金がふえるということもあるということやな。

この葛城地区清掃ですけども、これずっと平成23年ぐらいから見ていったら、大体、年間120キロリットルぐらいが減ってきておるということで、今ここに下水道課の職員がおられへんからあれやねんけども、ある程度、下水につないでいかないと、なかなかくみ取り量も減ってこないやろうというふうなことも思いますので、いつも申し上げていることですけども、できるだけ加入の方に、今度、下水道事業特別会計のときに言わなあかんわけやけど、その辺も含めて、ひとつよろしく願いたいというふうに思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 71ページの7目の環境衛生費の13節委託料であります。一般廃棄物処理基本計画の策定委託料ということで453万2,000円が新しく計上されております。合併して10年になるわけですけれども、新しい一般廃棄物の処理基本計画を策定するに当たって、私はぜひ、新しいクリーンセンターができてキャパは大きくふえるわけですけれども、やはり、その目標とするところはごみの減量化であり、その、ごみの減量化をするためには市民の、あるいは事業者の協力を得て、分別収集を飛躍的に広げていくということだというふうに思います。

今、いろいろ、おひさま堆肥や缶、瓶あるいは不燃物等々、分別をし、新たな取り組みをされていますけれども、圧倒的にやはり分別のその種類が少ないわけです。これは先進の例からすれば、これはもう大変なことなんですけれども、やっぱり20数種類の分別を、本当に住民の皆さんの積極的な協力を得て実現をし、ここまでやれば焼却炉要らないんです。

だからそこまでとは言わないにしても、やればこれ本当、焼却炉要らなくて、最終処分の処分地があれば一定、できるんですね。しかし、そこまでは言いませんけれども、やはり、焼

却炉ができたからもうどんどん燃やせというのでは、これはもう全く、清掃事業にとっての、本当に理念がないですね。やはり、先進国というのは、もうやはりごみを燃やすというのは、これはもう本当に清掃事業にとってはマイナーなやり方になっているんです。

ですから、ぜひ、この一般廃棄物の処理基本計画を策定するに当たって、これ、焼却炉が平成29年ですね。それまで平成27年、平成28年、平成29年と3年間あるわけでありますから、基本計画はこれ、平成27年度で仕上げるんでしょうか。この辺のあれですけども、とてもそんな短期間では、私、できないと思うんですが、やるんやったら、できたらいいと思いますけども。やっぱり、そういう、分別収集をしてごみを飛躍的に減らしていくということにするというようなことになると、やっぱり本当にクリーンセンターの職員はもちろんのこと、市民の皆さんを巻き込んで、本当に一緒に計画をつくっていかないと、これはとっても本当に絵に描いた餅のまた、計画になってしまうと思うんですね。

そういう意味では、ぜひ、つくるに当たって、我々議会も含めて、クリーンセンターの職員、そして市民の皆さんを巻き込んで、知恵を絞って計画をつくっていただきたいということも述べておきたいし、このことに対して所見を求めておきたい、このように思います。

それから関連質問でもう1つ、19節の負担金補助及び交付金の再生資源集団回収助成金ですね。これ年々量が減るわけですから、金額も減ってくるわけですね。この間も、私も議論に参加をし、やはりここを頑張って、子ども会を初め、いろんな団体が取り組んでいただいているわけでありますけれども、本当にごみをリサイクルしていく。やっぱりこれは減量化の大きな方法ですから、やっぱりもっともっと、私は、ふやせると思うんです。

本当に地域によって、全く頻度が違うんですね。年に2回しかないとか、いやもう毎月やっているんだとか、いろいろあるんですよ。それは、村のところは結構、屋敷も大きいし、倉庫もあるからどこか置けるんですけども、私とこみたいところは、こんなん、新聞いっぱい、雑誌いっぱい置けないんですよ。そしたらどうしてもやっぱりこの水曜日に出さなきゃいかんとか、たまらんから出してしまうと、こうなるんですね。

よく聞く市民の皆さんからの声は、やっぱり、これは行政に言っても仕方がないことかもわかりせんけども、やっぱりもっと頻度をふやしてほしい、そうすれば出せるんだということなんです。もちろん、やってもらえる大字を、自治会をふやしていく、団体をふやしていくというのはそうなんですけども、とにかく機会をふやしていただくということで、区長会や各種団体に要請をしていただきたい。余り、名前を出して言ったら、何してんねんとなりますから言いませんけれども。名前を出していいところ出しますけど、疋田の東和苑とか、そういうところの自治会というのは、本当に子ども会が中心にやっているんでしょうか。頻繁にやっているんですね。

だから、本当にももちろん収入を得るということもありますけども。ぜひ、本当に団体の関係者の方が、これ本当にお世話大変だと思うんですけども、こういうことが本当に当たり前のこととしてできるようになっていかないと、本当にごみを減らした分別なんてできないわけですから、ぜひ、これはもうずっと減ってきてしゃあないねんということではなくて、これをやっぱり右肩上がりにはしていただくという取り組みをしてほしい。まだ余地があるとい

うことなので、これは質問ではないですけども、強く要請をしておきたいというふうに思います。

それから、葛城清掃事務組合については、他の委員が聞かれましたが、ちょっと僕も数字がよくわからなかったので、また後で聞かせていただきたいと思います。

それから、補正予算においても、76ページの14節の使用料及び賃借料ですね。これはあれでしょうか。バスの借上料。これも困った話で、やっぱりちゃんとした、地元の人にこういうものが、すばらしいものがあるのだというところへちゃんとしていかないと、やっぱり地元理解を得るといふ点では、これはなかなか難しい。

だから、施設の建設に本当に全力を集中してやっているのかもわからないけれども、やっぱり笛堂のあの跡をどうしていくかということはこれ、大事なことだと思うんですね。これはちょっと性根を入れて、本当に、地元の皆さんにちゃんとした展望というか、をお示しできるような視察を成功させていただきたい、このように思いますが、念をつけておきたい。見通しはありますか。

西井委員長 答弁を求めます。

芳野部長。

芳野市民生活部長 市民生活部の芳野でございます。

バスの借り上げなんですけれども、平成27年度につきましては、大字笛堂の跡地の利用ですね。それに現在、新炉建設準備室で特に農業残渣それから、林業残渣、特に庭木の剪定くずなんかを現在焼却しておるんですけども、そのあたりをバイオマス資源と考えまして、堆肥化施設を考えております。現在、大字笛堂と協議調整中なんですけれども、そのあたりでよい施設があれば視察研修を考えておるところなんですけれども、現在、私どもが思っているようなところが今のところ、なかなか見当たりませんので、その辺を適地、見つけて視察研修して笛堂と合意させていただきたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 市長。

山下市長 一般廃棄物処理基本計画のことと、あと、新クリーンセンターを建設するに当たって、ごみの減量化を図っていかなければならない、これは春木元議員とか、公明党の川西元議員とか一生懸命クリーンセンターの建設に当たって、特別委員会の委員長、副委員長としてごみを減量化させることが大事なんだということをずっと強く言ってこられました。私もまさにそのとおりだと思います。

現在、おひさま堆肥が、当初、平成21年度から40件で始まったやつが、今、270件程度になっておりまして、生ごみ全体の約3%程度かな、処理をできるようになってきております。この数をふやしていくということも当然、大事だと思いますし、市民に協力を求めていくこと、その中で、分別の種類、廃プラ等も分別をしようということを決めておりますけれども、それ以外にどのような形でごみの量を減少させていくのかということ、広く市民の皆さんから知恵を求めていくということは、白石委員おっしゃったとおりだと思います。

私もでき得るならば、今年の施政方針の中で、ごみ処理、こういう形で減量化をしてまい

りますと、胸を張って言いたかったところでございますけれども、少し間に合いませんでしたので、それをできるだけ早く市民の皆さんの声も聞かせていただきながら、計画を立てていけるように、努力をしてまいりたいというふうに思っております。また、ご協力を求めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 芳野部長、並びに市長からもご答弁をいただきました。芳野部長は適地を何としても探して実証したい、そこまで言ってくださったかどうかわかりませんが、そのように受けとめましたので。これ本当に真剣にやらないと、もっといきますねんみたいな話でしたら、これだらだらいって、笛堂の人に迷惑かけることになる。どういう方向に進んでいくかわかりませんが、そこはやっぱりしっかり押さえていただかないと困ります。

そして、市長、ご答弁いただきました。やっぱり、この計画はコンサルに頼んで、もちろん、それはしたらいと思うんです。しかし、この中に、やっぱり現場の職員、市民、団体の声を生かしていくということをしていかないと、ここが基本なんですから、市民をおいてこれつくったら、実際に減量化していく、分別収集していくということになった段に、また苦勞せないかん話になるわけですから、今から苦勞して計画をつくって、そして一緒に計画を実施していくという助走というか、一定時間かけてもいいんじゃないですか。これも、今年、新年度につくらなくてもいいと思います。だから、そういう、巻き込んで、ぜひつくっていただきたい。本当に実になるものをつくっていただきたいことを述べて、私の質問を終わっておきたいと思います。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

(「すいません、先ほどの発言を訂正させてください」の声あり)

西井委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課、水原です。済みません。先ほど、内野委員の質疑に対しまして、大腸がん検診事業のクーポン事業の最終年度、平成28年度と申しましたが、平成23年度からの5カ年で、最終が平成27年度です。申しわけございません。よろしくお願いいたします。

西井委員長 ほかに質疑ないようですので、3款民生費、4款衛生費の質疑を終結いたします。

次に、5款農林商工費、及び6款土木費の説明を求めます。

山本部長。

山本総務部長 それでは、5款農林商工費からご説明申し上げます。

事項別明細につきましては、76ページになっております。1項1目、農業委員会費でございます。1,066万8,000円を計上いたしております。農業委員会に要する経費でございます。

次に、2目の農業総務費でございます。5,616万1,000円を計上いたしております。職員7人の人件費と農業総務に要する経費でございます。

次に、3目農業振興費でございます。8,050万2,000円を計上いたしております。農業振興

に要する経費でございまして、農業面におきます各種団体への補助金などが主なものとなっております。

79ページに移りまして、4目の経営所得安定対策事業費でございまして、1,118万4,000円を計上いたしております。生産調整に要する経費でございまして。

次に、5目の畜産業費でございまして、67万円を計上いたしております。畜産業に要する経費でございまして。

次に、6目の農地費でございまして、4,735万5,000円を計上いたしております。職員2人の人件費と、工事費では土地改良事業としての農道整備や水路改修等の工事に係る予算を計上いたしております。

次に、7目の休養センター管理費でございまして、345万7,000円を計上いたしております。休養センターの管理に要する経費でございまして。

次に、8目の地籍調査費でございまして、53万2,000円を計上いたしております。地籍調査に要する経費でございまして。

次に、9目の有線放送維持管理費でございまして、502万2,000円を計上いたしております。有線放送の維持管理に要する経費でございまして。

続く10目の団体営土地改良事業費でございまして、2億6,012万9,000円を計上いたしております。職員1人の人件費と、工事費では農業有効活用促進事業などによりまして水路改修に要する経費などを計上いたしております。

次に、2項1目の林業振興費でございまして、2,550万6,000円を計上いたしております。林業振興に要する経費でございまして。

次に、3項1目の商工振興費でございまして、4,106万円を計上いたしております。職員3人の人件費と商工振興に要する経費でございまして、商工関係団体への補助金などが主なものとなっております。

ページかわりまして、84ページでございまして、2目の観光費でございまして、3,155万7,000円を計上いたしております。職員2人の人件費と観光事務に要する経費でございまして。

次に、3目の相撲館費でございまして、1,482万2,000円を計上いたしております。職員1人の人件費と相撲館の運営に要する経費でございまして。

次に、86ページでございまして、4目の緊急雇用創出事業費でございまして、568万8,000円を計上いたしております。昨年度、今年度と継続費を設定して進めてまいっております、葛城山麓地域農業・農村価値創出における人材育成事業に係ります経費でございまして。

続いて、87ページでございまして、6款土木費でございまして、1項1目の土木総務費につきましては、5,471万1,000円を計上いたしております。職員6人の人件費と土木事務に要する経費となっております。

次に、2項1目の道路橋りょう維持費でございまして、2,426万4,000円を計上いたしております。道路橋りょうに要する経費でございまして、工事費では大字内における排水路や道路の路肩補修などの経費を計上いたしております。

ページかわりまして、88ページでございまして、2目の道路新設改良費でございまして、1億

4,024万3,000円でございます。市内におけます道路の改良あるいは舗装の改良が主なものとなっております。

次に、3目の尺土駅前周辺整備事業費でございます。4億4,624万1,000円を計上いたしております。職員3人の人件費と尺土駅前周辺整備に係る経費となっております。

次に、4目の国鉄・坊城線整備事業費でございます。1億4,092万3,000円を計上いたしております。職員3人の人件費と国鉄・坊城線の整備に係る経費となっております。

ページかわりまして、90ページでございます。5目の地域活性化事業費でございます。14億4,800万6,000円を計上いたしております。職員3人の人件費と道の駅の事業に要する経費でございます。本体建物に係ります工事請負費や備品購入費、用地購入費、補償金などが主なものとなっております。

次に、6目の社会資本道路改良交付金事業費でございます。5,952万円を計上いたしております。国の交付金を活用した事業でございます。工業地域の活性化や安全性の向上などにつなげるため、市内道路の整備に要する経費の計上を行っておるところでございます。

次に、7目の地域連携推進事業費でございます。1,850万円を計上いたしております。市内にある橋の長寿命化に係ります経費の計上を行っておるところでございます。

ページかわりまして、92ページでございます。3項1目の河川総務費でございます。37万3,000円を計上いたしております。河川総務に要する経費でございます。

次に、2目の流域対策施設整備事業費でございます。2,202万円を計上いたしております。流域の保水、湧水機能を保全し、雨水を徐々に流すために要する治水対策経費の計上となっております。

次に、4項1目の都市計画総務費でございます。6,803万2,000円を計上いたしております。職員6人の人件費と都市計画の一般業務に要する経費でございます。

続く2目の公共下水道費でございます。8億2,861万4,000円を計上いたしております。下水道事業特別会計への繰出金でございます。

次に、3目の公園管理費でございます。8,680万8,000円を計上いたしております。市内の公園の維持管理に要する経費でございます。

ページかわりまして、95ページでございます。4目の吸収源対策公園緑地事業費でございます。2億6,588万7,000円を計上しております。職員2人の人件費と吸収源対策公園緑地事業に要する経費でございます。工事請負費、用地購入費などが主なものとなっております。

次に、96ページでございます。5目の街路事業費でございます。110万9,000円を計上いたしております。

次に、5項1目の住宅管理費でございます。3,091万円を計上いたしております。市営住宅の維持管理に要する経費でございます。

以上をもちまして、5款農林商工費、6款土木費の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

西井委員長 本日は、これにて委員会を終了いたします。

なお、あす20日金曜日、午前9時半より委員会を再開いたしますので、よろしくお願いい

たします。

なお、先ほども申し上げましたが、あす1日で必ず一般会計の審査を終了できるよう、委員並びに理事者の皆様のご協力をお願いします。

本日はご苦労さんでございました。

延 会 午後5時51分